

官報

号外 昭和三十六年五月十七日

第三十八回 衆議院會議録 第四十一号

昭和三十六年五月十七日(水曜日)

議事日程 第三十二号

昭和三十六年五月十七日

午後一時開議

第一 日本国有鉄道新線建設補助特別措置法案(内閣提出)

第二 機械類賦払信用保険特別會計法案(内閣提出)

第三 企業資本充実のための資産再評価等の特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

第四 建設省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第五 恩給法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

第六 学校教育法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第七 学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理に関する法律案(内閣提出)

○本日の會議に付した案件

土地調整委員会委員長及び同委員任命につき同意を求めるの件

労働省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院回付)

昭和三十六年五月十七日 衆議院會議録第四十一号

土地調整委員会委員長及び同委員任命につき同意を求めるの件
政治的暴力行為防止法案についての早川崇君の趣旨説明

政治的暴力行為防止法案(早川崇君外七名提出)の趣旨説明及び質疑

日程第一 日本国有鉄道新線建設補助特別措置法案(内閣提出)

日程第二 機械類賦払信用保険特別會計法案(内閣提出)

日程第三 企業資本充実のための資産再評価等の特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

日程第四 建設省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第五 恩給法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第六 学校教育法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第七 学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理に関する法律案(内閣提出)

午後一時五十九分開議

○議長(清瀬一郎君) これより會議を開きます。

土地調整委員会委員長及び同委員任命につき同意を求めるの件

○議長(清瀬一郎君) お諮りいたします。内閣から、土地調整委員会委員長に大池真君を、同委員会委員に有沢滋君をそれぞれ任命いたしたので、土地調整委員会設置法第七條第一項の規定によつて本院の同意を得たいとの申し出がござります。この申し出の通り同意を与えるに御異議ありませんか。

○議長(清瀬一郎君) 御異議なしと認めます。よつて、同意を与えるに決しました。

労働省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院回付)

○議長(清瀬一郎君) なお、お諮りいたします。参議院から、内閣提出、労働省設置法の一部を改正する法律案が回付せられました。この際、議事日程に追加して、右回付案を議題とするに御異議ありませんか。

○議長(清瀬一郎君) 御異議なしと認めます。よつて、日程は追加せられました。

労働省設置法の一部を改正する法律案の参議院回付案を議題といたします。

右の貴院から送付された内閣提出案は本院において修正議決した。よつて国会法第八十三條により回付する。

昭和三十六年五月十七日

参議院議長 松野 鶴平

衆議院議長 清瀬一郎君

附則

この法律は、昭和三十六年四月一日から施行する。

○議長(清瀬一郎君) 採決いたします。本案の参議院の修正に同意の諸君の起立を求めます。

○議長(清瀬一郎君) 起立多数。よつて、参議院の修正に同意するに決しました。(拍手)

○議長(清瀬一郎君) この際、一言申し上げることがござります。

ただいま、本院の傍聴席に、ドイツ連邦共和国議會議員が次の通りお見えになっております。

エルウィン・シュトレ君

○議長(清瀬一郎君) この際、一言申し上げることがござります。

ただいま、本院の傍聴席に、ドイツ連邦共和国議會議員が次の通りお見えになっております。

エルウィン・シュトレ君

○議長(清瀬一郎君) この際、一言申し上げることがござります。

ただいま、本院の傍聴席に、ドイツ連邦共和国議會議員が次の通りお見えになっております。

エルウィン・シュトレ君

○議長(清瀬一郎君) この際、一言申し上げることがござります。

ただいま、本院の傍聴席に、ドイツ連邦共和国議會議員が次の通りお見えになっております。

エルウィン・シュトレ君

○議長(清瀬一郎君) この際、一言申し上げることがござります。

ただいま、本院の傍聴席に、ドイツ連邦共和国議會議員が次の通りお見えになっております。

エルウィン・シュトレ君

○議長(清瀬一郎君) 御異議なしと認めます。よつて、日程は追加せられました。

労働省設置法の一部を改正する法律案の参議院回付案を議題といたします。

右の貴院から送付された内閣提出案は本院において修正議決した。よつて国会法第八十三條により回付する。

昭和三十六年五月十七日

参議院議長 松野 鶴平

衆議院議長 清瀬一郎君

附則

この法律は、昭和三十六年四月一日から施行する。

○議長(清瀬一郎君) 採決いたします。本案の参議院の修正に同意の諸君の起立を求めます。

○議長(清瀬一郎君) 起立多数。よつて、参議院の修正に同意するに決しました。(拍手)

○議長(清瀬一郎君) この際、一言申し上げることがござります。

ただいま、本院の傍聴席に、ドイツ連邦共和国議會議員が次の通りお見えになっております。

エルウィン・シュトレ君

○議長(清瀬一郎君) この際、一言申し上げることがござります。

ただいま、本院の傍聴席に、ドイツ連邦共和国議會議員が次の通りお見えになっております。

エルウィン・シュトレ君

○議長(清瀬一郎君) この際、一言申し上げることがござります。

ただいま、本院の傍聴席に、ドイツ連邦共和国議會議員が次の通りお見えになっております。

エルウィン・シュトレ君

○議長(清瀬一郎君) この際、一言申し上げることがござります。

ただいま、本院の傍聴席に、ドイツ連邦共和国議會議員が次の通りお見えになっております。

エルウィン・シュトレ君

○議長(清瀬一郎君) この際、一言申し上げることがござります。

ただいま、本院の傍聴席に、ドイツ連邦共和国議會議員が次の通りお見えになっております。

エルウィン・シュトレ君

○議長(清瀬一郎君) この際、一言申し上げることがござります。

ただいま、本院の傍聴席に、ドイツ連邦共和国議會議員が次の通りお見えになっております。

エルウィン・シュトレ君

○議長(清瀬一郎君) この際、一言申し上げることがござります。

ただいま、本院の傍聴席に、ドイツ連邦共和国議會議員が次の通りお見えになっております。

エルウィン・シュトレ君

○議長(清瀬一郎君) この際、一言申し上げることがござります。

ただいま、本院の傍聴席に、ドイツ連邦共和国議會議員が次の通りお見えになっております。

エルウィン・シュトレ君

○議長(清瀬一郎君) この際、一言申し上げることがござります。

ただいま、本院の傍聴席に、ドイツ連邦共和国議會議員が次の通りお見えになっております。

エルウィン・シュトレ君

○議長(清瀬一郎君) この際、一言申し上げることがござります。

ただいま、本院の傍聴席に、ドイツ連邦共和国議會議員が次の通りお見えになっております。

エルウィン・シュトレ君

○議長(清瀬一郎君) この際、一言申し上げることがござります。

ただいま、本院の傍聴席に、ドイツ連邦共和国議會議員が次の通りお見えになっております。

エルウィン・シュトレ君

パウル・ブライス博士

○議長(清瀬一郎君) 御異議なしと認めます。よつて、日程は追加せられました。

労働省設置法の一部を改正する法律案の参議院回付案を議題といたします。

右の貴院から送付された内閣提出案は本院において修正議決した。よつて国会法第八十三條により回付する。

昭和三十六年五月十七日

参議院議長 松野 鶴平

衆議院議長 清瀬一郎君

附則

この法律は、昭和三十六年四月一日から施行する。

○議長(清瀬一郎君) 採決いたします。本案の参議院の修正に同意の諸君の起立を求めます。

○議長(清瀬一郎君) 起立多数。よつて、参議院の修正に同意するに決しました。(拍手)

○議長(清瀬一郎君) この際、一言申し上げることがござります。

ただいま、本院の傍聴席に、ドイツ連邦共和国議會議員が次の通りお見えになっております。

エルウィン・シュトレ君

○議長(清瀬一郎君) この際、一言申し上げることがござります。

ただいま、本院の傍聴席に、ドイツ連邦共和国議會議員が次の通りお見えになっております。

エルウィン・シュトレ君

○議長(清瀬一郎君) この際、一言申し上げることがござります。

ただいま、本院の傍聴席に、ドイツ連邦共和国議會議員が次の通りお見えになっております。

エルウィン・シュトレ君

○議長(清瀬一郎君) この際、一言申し上げることがござります。

ただいま、本院の傍聴席に、ドイツ連邦共和国議會議員が次の通りお見えになっております。

エルウィン・シュトレ君

○議長(清瀬一郎君) この際、一言申し上げることがござります。

ただいま、本院の傍聴席に、ドイツ連邦共和国議會議員が次の通りお見えになっております。

エルウィン・シュトレ君

○議長(清瀬一郎君) この際、一言申し上げることがござります。

ただいま、本院の傍聴席に、ドイツ連邦共和国議會議員が次の通りお見えになっております。

エルウィン・シュトレ君

○議長(清瀬一郎君) この際、一言申し上げることがござります。

ただいま、本院の傍聴席に、ドイツ連邦共和国議會議員が次の通りお見えになっております。

エルウィン・シュトレ君

○議長(清瀬一郎君) この際、一言申し上げることがござります。

ただいま、本院の傍聴席に、ドイツ連邦共和国議會議員が次の通りお見えになっております。

エルウィン・シュトレ君

○議長(清瀬一郎君) この際、一言申し上げることがござります。

ただいま、本院の傍聴席に、ドイツ連邦共和国議會議員が次の通りお見えになっております。

エルウィン・シュトレ君

○議長(清瀬一郎君) この際、一言申し上げることがござります。

ただいま、本院の傍聴席に、ドイツ連邦共和国議會議員が次の通りお見えになっております。

エルウィン・シュトレ君

○議長(清瀬一郎君) この際、一言申し上げることがござります。

ただいま、本院の傍聴席に、ドイツ連邦共和国議會議員が次の通りお見えになっております。

を追及するに急なるのあまり、法秩序を無視し、暴力によりその主義、主張を実現せんとする傾向の見られますことは、まことに憂慮にたえないところでございます。(拍手)暴力こそは、民主主義、議会政治の最大の敵であり、われわれは、この種事犯の防止のために最善の努力を注がなければならぬと存するのであります。かかる要請にこたえ、あらゆる政治的暴力行為を防止し、真に民主主義の確立を期するためには、現在の刑法、あるいは破壊活動防止法その他の取締法規のみでは十分どころがございまして、ここに、新たに政治的暴力行為防止法を制定し、これによって、有効適切にこの種政治的暴力行為を防止し、国民の不安を一掃し、もって民主国家の健全な発展をはかる一助といたしたいと存じ、この法案を提案いたしました次第であります。(拍手)

以下、この法案の内容の概略について御説明いたします。

この法案は、政治上の主義もしくは施策または思想的信条を推進し、支持し、またはこれに反対する目的をもってする暴力行為、すなわち、政治的暴力行為が、団体の活動として、または団体の活動に関連して行なわれる場合に、これを防止するに必要な規制措置を定めるとともに、これらの政治的暴力行為に対する刑罰規定を補整し、もって、わが国の民主主義の擁護に資することを目的といたしております。従って、この法案は、大別いたしますと二つの部分に分かれるわけでありまして、その一つは、前述の政治的暴力行為を防止するに必要な団体規制措置を定める部分、その二は、これらの行為に対する刑罰規定の

補整を定める部分であります。政治的暴力行為の防止のためには、単に刑罰規定の補整、すなわち、刑罰の加重のみでは十分でございまして、この種政治的暴力行為に出る団体に対し必要最小限度の規制措置を規定し、団体活動として、あるいは団体活動に関連して政治的暴力行為に出る危険を未然に防止する必要があるものであります。

次に、この種団体に対する規制措置は、憲法の保障する国民の自由と権利を不当に制限するようなことがあつてはならないことは申すまでもないところでありますので、特に、第三条において、この法律による規制及び規制のための調査は第一条の目的を達成するためにのみ行なうべきものと規定いたし、運用の慎重を期することにしたしました。また、この法律による規制及び規制のための調査が、正当な集団示威運動、集団行進、集会その他の団体活動及び適法な請願、陳情を制限するようなことがあつてはならないこともまた当然でありますので、特に、第三条第二項にその趣旨の規定を設けた次第であります。

なお、政治的暴力行為がわが国の民主主義の発展を阻害するものであることにかんがみ、すべての国民がその発生を防止するように努めなければならないものと考へますので、特に、第五条にその趣旨の規定を設け、なお、第六条に、だれでも政治的暴力行為が行なわれるおそれがあることを知つたときは直ちにその旨を警察署に通報しなければならないとする規定を設け、すべての国民の協力により政治的暴力行為の発生を防止に配慮した次第であります。

次に、第四条において、政治的暴力行為の定義を掲げました。すなわち、それは、政治上の主義もしくは施策または思想的信条を推進し、支持し、またはこれに反対する目的をもってなされる次の行為であります。

一、殺人、一、傷害、一、逮捕監禁、一、強要、一、暴力行為等処罰に関する法律第一条第一項に規定する態様の集団的暴行、脅迫、器物損壊、一、国会または総理官邸への暴行、脅迫、その他暴力的手段による不法侵入、一、特定の者が殺人をなすおそれがあることを予見しながら、その者に對し継続または反復して特定の他人を殺すことの正当性または必要性を主張する行為、ただし、その特定の者がその影響を受けて殺人を実行するに至つた場合に限つたのであります。一、殺人の予備、陰謀、教唆、扇動、傷害の教唆、扇動、国会等への侵入の教唆、扇動。

この法律による政治的暴力行為は以上の行為に限定されるわけでありまして、この法律においては、これらの政治的暴力行為が、団体の活動として、あるいは団体の活動に関連して行なわれる特定の場合に、その団体に対する規制措置をとらんとするものであります。

次に、この法律による団体規制措置は三種でありまして、その一は、団体の活動に關し政治的暴力行為を行つた役員または構成員に一定期間当該団体のためにする行為をさせることを禁止する措置であり、その二は、政治的暴力行為を行つた団体の団体活動の制限であり、その三は、団体の解散の指定であります。

団体のためにする行為の禁止については、禁止期間を、殺人の場合は六月以内、その他の政治的暴力行為の場合は四月以内と規定いたしました。

団体活動の制限については、破壊活動防止法による団体活動の制限よりさらに条件を重くいたしました。すなわち、殺人以外の政治的暴力行為の場合には、ある団体が継続または反復して政治的暴力行為を行ない、将来さらに継続または反復して政治的暴力行為を行なう明らかなおそれがある場合に限定いたしましたのであります。すなわち、ある意味においては、政治的暴力行為を行なう常習性のある団体に対し団体活動の制限をなし得るものとしたのであります。ただし、殺人の場合には、団体の活動として一回殺人を行つた団体が、将来さらに継続または反復して政治的暴力行為を行なう明らかなおそれがある場合には、団体活動の制限をなし得るものとしたのであります。

制限される団体活動は、その政治的暴力行為が集団示威運動等において行なわれた場合には、集団示威運動等を制限するものであり、機関紙等の発行を禁止するわけでありまして、このほか、第九条に、団体活動の制限を受けた団体の代表者等は活動禁止期間中の団体の業務計画を公安調査庁に届け出なければならないこととしております。

政治上の主義または施策を推進し、支持し、またはこれに反対する目的をもってする殺人は、破壊活動防止法第四条第一項第二号へに、同法による規制原因行為として規定してあり、この点について両法が重複いたしますので、附則第二項において、破壊活動防止法のこの部分を削除し、政治的殺人を行なう団体はすべてこの法律により規制することとしたのであります。

次に、罰則についてであります。まず、この構想の概要を御説明いたします。まず、現行の刑法にすでに存在する、若干の犯罪類型の刑の加重を目的とする刑法のいわゆる特別法としての性格を持つものと、刑法等の現行刑罰法令には存しない、新しい犯罪類型を規定したものと大別することができると思ふのであります。この法律の刑罰の加重につきましましては、現行刑法との十分なバランスを考へまして、いたずらに刑の加重をもつて報復主義に徹することの厳に戒めまして、妥当な刑罰の規定にいたしたことを申し上げたいと存するのであります。

最後に、本法案の重要性にかんがみまして、本法案の附則におきまして、公布の日から起算して一月を経過した日から施行することといたしてあるのであります。

以上申し上げましたところが、本法案の内容の概要でございます。何とぞ十分御検討あらんことをお願い申し上げます。趣旨の説明にかゝる次第でございます。(拍手)

政治的暴力行為防止法案(早川崇君外七名提出)の趣旨説明に対する質疑

○議長(清瀬一郎君) ただいまの趣旨の説明に対して質疑の通告がございしますから、順次これを許します。昭和君。

〔昭和君登壇〕

○昭和君 私、日本社会党を代表いたしまして、自由民主党並びに民主社会党共同提案にかかる政治的暴力行為防止法案につき、提案者並びに池田総理に対し、以下、数点につき質問をいたしたいと考えるものでございします。(拍手)

昨年の安保闘争以来のことでありますけれども、まず、わが社会党の当時の河上顧問が議員面会所において右翼の凶刃に傷つたのを最初とし、岸前総理が同僚右翼に刺されて傷を負い、さらに、昨年十月、ついにわが党の浅沼委員長が日比谷の三党首立会演説会場において公衆の面前で刺殺され、下って、本年二月、嶋中事件が起こるに及びまして、これら一連の右翼テロの頻発に対処する取り締まり当局の手ぬるさや怠慢が指摘されると同時に、これが防止のための抜本的な施策が必要であるとの世論が高まって参りました。政府は、これに対する適切な施策に乏しく、政府の熱意はたしてありやいなや疑いなきを得なかつた次第でございします。(拍手)

そこで、わが党は、かかる熱意を欠く政府にのみまかせてはおけぬと考へ、高まる世論にもこたへ、かかる政治的テロ行為に対しては時限的威嚇立法をもって臨み、危殆に瀕した民主主義防衛の措置に出るため、対案の研究

討議を重ねた結果、成案を得ましたので、いち早く、各党にさきがけまして、去る三月二十三日、政治テロ行為処罰法案として本院に提出いたした次第であります。その後において、自由民主党並びに民主社会党におかれても、それぞれ独自に対案を検討され、さらには、自民、民社両党共同討議をなされた上、わが党にも同調を求められて参りましたが、遺憾ながら、この間意見の一致を見ず、ようやく、会期末に近づいた今日、ここに、自民・民社共同提案とわが党案と二本立て提案と相なったことは、すでに御承知の通りであります。

そこで、今回提案せられました自民・民社案を一見いたしましたところ、政治テロ行為処罰に徹するわが党案と、政治テロ行為と同じ比重で、い、むしろそれより重く、左翼集団デモ等の行き過ぎを処罰しようとする自民・民社案とは、基本的な点に相違があり、その点こそが、また、われわれのともに同調できなかつた点でもあるのであります。(拍手)

まず、本案を一言をもって評しますならば、本案は、世論にこたへるテロ防止法ではなくして、テロ防止の世論に便乗して作られたデモ規制法ともいふべきだと私は考えるものであります。(拍手)なぜならば、浅沼事件に引き続く嶋中事件によって世論が硬化し、世論がわれわれに求めたものは、民主主義を根本から否定する問答無用の一人一般のテロ行為を、そのものずばりで、何とかして根絶する方途を見出したいということであつたと確信するものでございします。(拍手)それは決してデモの行き過ぎ規制にあつたので

はありません。それゆゑにこそ、これにこたへたわが党案が、一部厳罰に過ぎるとの批判もありましたけれども、おおむね世論もこれを支持したものと考えるものでございします。しかるに、本案は、明らかにテロ防止の世論に便乗し、右翼テロは左翼の集団暴力が原因であるとか、右翼も悪いが左翼も悪いとの相殺論法に立脚し、両方ひくくする、一緒くたに政治的暴力行為として同じ範疇に入れて定義をし、テロと一緒にデモの行き過ぎを嚴重に取り締まろうとするものであります。それ自体が許すべからざる殺人行為、その中でも、特に民主主義を根幹から破壊しようとする憎むべき政治テロ行為と、本来、それ自体合法である集団デモの多少の行き過ぎ行為を同じ平面において論じ、次元の違ひのないものとして、次元において評価しようとするもので、きわめて妥当を欠くものと断ぜざるを得ないのであります。(拍手)

読売新聞の社説にも、次のように書いてあります。すなわち、「両案案をみると、政治的暴力行為の中に、殺人、傷害、逮捕監禁、強要、集団暴力、脅迫、器物損壊のほか、首相官邸および国会への侵入を同時にとり入れる。これはあきらかにデモの規制をねらつたものであるが、政治的動機による殺人を重く罰し、テロを防止しようというのと、デモの行き過ぎをおさえようという二つの目的が同居しているわけで、法律の体裁としてはつきりしない。やはりデモ規制は別に立法するのがほんとうであらう。こう書いてあるのがあります。現下最も緊急を要するのはテロの防止であり、これにこそ徹すべきであると思ふのであ

ります。そうとすれば、われわれ社会党も同調し、三党共同して一致した行動がとれたことと存じます。われわれの欲しないデモ規制が、政治暴力の名のもとに同居して動こうとしないのでは、そのような案には、本来、テロの防止には心から賛成いたします。われわれはいたしまして、遺憾ながら賛成できかねるのであります。そこで、提案者にお尋ねいたしたいのであります。本案において、テロとデモと一体どのように理解し、評価しておられるのか。伝へ聞くとこさく責められまして左翼取り締まり規定を入れたともいわれるけれども、はたして、そのような事実があるかどうか。さらに、世論にこたへ、右翼には遠慮することなく、三党完全一致行動がとれるように、デモ規制に関連する規定を本案からははずし、別途に考えるようなお考えはないかどうか、承りたいのであります。

次に、本案は、第四条において、「政治的暴力行為」とは、政治上の主義若しくは施策又は思想的信条を推進し、支持し、又はこれに反対する目的をもち、次に掲げる行為の一をすることという。」といたしまして、殺人、傷害のほか、逮捕監禁、強要、集団暴力、脅迫、器物損壊、さらには、総理官邸、国会への不法侵入、殺人、傷害だけでなく、総理官邸、国会への不法侵入の教唆、扇動をも掲げておるものであります。おおよそ、刑事特別立法である以上、人権に關することであり、規制対象は極力必要最小限度にとどむべきものと考えられるのであります。が、本案は、この点、対象があまりにも広過ぎまして、人権を不当に侵害する結果になると思ふのでありますけれども、提案者はこの点をどうお考えになつてゐるのか、承りたいのであります。

特に問題なのは、殺人及び傷害についてのテロ行為についてと同様に、国会並びに総理官邸への不法侵入についてだけ教唆、扇動を対象とし、しかも、第二十三条をもって、ひとしく五年以下の懲役または禁固としたことであつた。政治テロの教唆、扇動がわずかに五年以下、不法侵入の教唆、扇動が同じく五年以下となつておることをもつていたとしても、提案者が、完全に左右の暴力を同じ平板の上に立つて見ているばかりでなく、むしろ、デモ規制の方に重点を置いておるとさえ思われるのであります。この点、いかがでございましょうか、承りたいのであります。

なお、この規定により、ややもすれば、革新政党や労働組合の文書活動が教唆、扇動なりとせられるおそれがあるばかりでなく、一般の言論に対しては少なからざる脅威を与えることになつておると思ふのであります。この点、提案者はどうお考えになるか、承りたいのであります。

次に、さらに心配されることは、この規定があることによつて、国会、総理官邸への不法侵入の教唆、扇動の疑いがあるから捜査をするとの名のもとに、当該団体の不当な捜査が行なわれ、大衆団体に對する弾圧の口実を与えることなるおそれもあると思ふのであります。この点はどうかでありましようか、お尋ねいたしたいのであります。おそれくは、いずれも第二條あり

るいは第三条により拡張解釈や乱用は戒められておるから心配はないと答弁せられるのでありましようけれども、このような訓示規定は、多くの場合役に立たず、立法者の意思と違つたふうな解釈適用され、乱用されるおそれのあることは、過去の経験がこれを示していると思つておられます。

次に、さらに提案者にお尋ねいたしたいことは、団体規制についてであります。本案は、団体規制に關し、三種の規制をなし、政治的暴力行為を行つた団体は、政治的暴力行為を行つた一定期間当該団体のためにする行為の禁止、政治的暴力行為を行つた団体の団体活動の制限、暴力団体の解散の指定、この三つを相当こまかく規定いたしまして、公安審査委員会の規制処分によつた場合によつては破防法より団体活動の制限の条件を重くしておるものであります。これらは、この団体規制におきましても、右翼テロ団体についてはやむを得ないといつたとしても、政治暴力排除の名のもとに、労働組合等の合法的活動までもこれによつて阻害され、団結権、団体交渉権、スト権等が不当に侵害され、人権侵害のおそれがあると思つておられますが、この点、提案者にお尋ねをいたしたいのであります。

最後に、池田総理にお伺いいたしたいのであります。

昨年来、河上、岸、浅沼、鳩中事件と、引き続きあれだけの政治テロが續発し、さらには、最近、池田総理自身や、わが党の江田書記長に対するテロ未遂事件まで発生しておると聞いております。まさに、テロ対策こそ今国会の緊急課題であるといわなければなら

ないと思存します。しかも、治安対策は、本来、政府の責任であるにもかかわらず、政府は、この対策立法の発案を政党内にゆだねて、みずから提案しようとしておりませんが、総理は、テロ防止に対する特別立法はその必要がないと思つておられるのか、または、政党による議員立法が妥当なりと思つておられるのか、もしそうだと考えられるならば、それはどういふ理由からか、お尋ねいたしたい。その必要は認めつつも、便乗立法などというそしりを免れるため、悪役は党にやらせるといふ考えなのではないか、その辺も承りたいのであります。

最後に、もう一つ総理にお伺いいたしたい。安保闘争の際、岸前総理は、安保闘争は国際共産党の指令によつて行なわれたと言ひ、それには、れっきとした証拠がある、かように公言しておられたが、いわゆるその証拠なるものは、中国共産党指令と偽つた、にせ文書だったと承つておられます。当時、このにせ指令書は、岸前総理だけではなく、右翼の人たちにも本物と信じ込まされたものと信ぜられます。かかるデマを作る、にせ文書がある意味では、岸前総理をして安保闘争の大衆の力の評価を誤らしめ、また、右翼をしてデモにはテロの行為を誘発せしめたものとも考えられるのであります。まさか、右翼といへども、デモをやるだけで人を殺すはずはないと思つておられます。さきの、にせ指令文書のごとき、デモの背後に国際共産党ありとのデマを信ずればこそ、反共の一念にこつた右翼がテロ行為をやるのだと存じます。かかる、デマが右翼テロを誘発する場合ある事態にかんがみ、事実

を明らかにするため、かかる、にせ文書の出所のからくりを法務当局をして徹底的に調べさせ、白日のもとにさらけ出す考えが総理にあるかどうか。これもテロ防止策の一つと考え、関連してお尋ねいた次第でございます。

（拍手）

【早川崇君登壇】

○早川崇君 畑君の御質問にお答えいたします。

第一点は、左翼の集団暴力と右翼テロの同一視はどうか、こゝういふ意見であります。一カ月以上におたりまして三党で話し合ひをいたしました際に、どうしても、社会党と民社党、自由民主党と合なかつた点は、この点でございます。われわれは、暴力について差別することはできない、右翼であれ左翼であれ、個人であれ団体であれ、いやくも、政治目的のために暴力行為をするといふのは、公平に処罰し、取り締まらなければならぬ、ということが、われわれの基本線でございます。（拍手）従つて、国民の大多数の支持を得るためには、右翼テロだけということになりません、国民の過半数の人たちが、やはり集団暴力はどうであるか、これが原因ではないかと素朴に思つておられるのです。従つて、われわれは、暴力に対して区別しないという基本線に立ちまして民主社会党と自由民主党が妥結いたしましたのでございまして、この点に關しましては、社会党の諸君の考え方に対しましては、われわれは同調することができないのでございまして。（拍手）

第二点は、対象が広過ぎるのではないかと、それは、ひいては言論活動の自由といふものにも影響はないか、こゝう

いう御質問でございますが、われわれが民主社会党とともに苦勞いたしましたのは、この点でございます。従つて、正当なデモ行進、正当な請願運動等につきましては、特に第三条におきまして、こゝういふものは制限するものでないといふことを、はっきり明示いたしておるのでございます。（拍手）この法案の内容を御検討賜りますならば、少なくとも、正当なる個人権利、正当なる集団の権利を、これっぽちも制限しておらないということに、お気づきになると思ひます。（拍手）

第三点は、殺人や傷害に対する教唆、扇動と、議事堂侵入に対する教唆、扇動を同質に見ているのはおかしい、こゝういふ御議論でございます。われわれは、殺人と国会議事堂侵入に対する行為とは、刑罰の面において差別をつけておるのであります。すなわち、殺人につきましては、予備、陰謀まで罰することにいたしておられますが、国会侵入、總理官邸侵入につきましては、教唆、扇動にとどめて、予備、陰謀まで含んでおらないのでございまして、刑罰について全く同じだといふ御意見は、法文とは異なる見解であると考えます。

次に、本法案を手がかりとして、大衆運動を抑圧し、あるいは団体規制をし、言論の自由を奪うといふ御議論であります。私は、社会党の案を拝見いたしますと、殺人に対する賛美まで三年以下の刑罰を課するといふ過酷な言論抑圧を持つておるといふことに注意を喚起いたしたのであります。われわれは、こゝういふ言論の抑圧をこの共同提案には盛つておりません。さらに、団体規制に關しましては、先ほど

第三点の規定を援用いたしました御答弁したことで尽きると思ひます。

以上、お答えいたします。（拍手）

【國務大臣池田勇人君登壇】

○國務大臣池田勇人君 御答申し上げます。

治安の確保は、国民の福祉、繁榮の基本でございますので、政府といたしましては、あらゆる機会に、順法精神の高揚と、また、行き過ぎた行動に對しまして取り締まりの強化をはかつておるのであります。しこつして、今回、自由民主党並びに民主社会党より政治的暴力行為防止法案が提出せられました。私は、この種法案は、国民を代表する議員におかれまして提案されるのも望ましいことであると思ひます。政府は、これありますがために、政府みずからこゝういふ法案をただいま出す考えはないのでございまして。私は、今後におきましても、議員の間からこの種法案が出ることは望ましいことであると考えております。

また、昨年の安保闘争に對しまして、国外からの反米闘争のための指令書、こゝういふ問題につきましては、關係当局をして、ただいま調査中でございます。（拍手）

○議長（清瀬一郎君） 志賀義雄君。

（志賀義雄君登壇）

○志賀義雄君 本法案は、浅沼事件、鳩中事件と相次ぐ右翼暴力団によるテロ事件に對する国民の憤激を惡用したものであります。池田内閣と自民党が、岸内閣以来の野望である弾圧体制を強化しようとするものにはかならないのであります。つまり、この法案は、国民の大反響を買つた破防法、公

衆議院會議録第四十一号

安条例、さらに、一昨々年国民の戦いによって廃案となつた警備法の目的を総合して、より危険な内容に改悪したものであり、近來まれに見る凶悪な弾圧法案なのであります。

この政治的暴力行為防止法案が自民党、民社党によって議員立法として提出されたことは、きわめて重要な問題であります。池田総理は、今それを歓迎されると言われましたが、なおさら危険なのであります。本法案は、明らかに、憲法に保障された政治運動、思想活動並びに団体、団体活動それ自体を抑圧すること、さらに、刑法初め現行法体系に比べて、処罰対象その量刑は、ともに、きわめて過重であり、国民にとつて容易ならざる法案であると同時に、現在の法体系に重大な変化を持ち込み、現行憲法を質的に改悪しようとするものであります。このような法案が、政府当局が責任をとらず、議員立法という形で提出されることは、破防法、警備法はもうろんのこと、現行憲法が実施されて以来、十數年來かつてない、初めてのことなのであります。ここから、この法案には、従来の法体系にない法概念や法解釈が公然と持ち込まれているのであります。

そこで、政府は、一体、このような憲法と国民の権利にとつて重大な危機をもたらし法案に対し、内閣及び法務当局は何ら関与していなかったといえるのかどうか、それとも、何らかの関与を行つたのかどうか。さらに、政府及び法務当局は、本法案に対し、いかなる態度をとっているのか、この点について、政府の明快な答弁を願ひたいのであります。

本法案は、国民の自由と権利、労働運動、民主主義運動の生命を制し、日本の民主主義にとつて深刻な打撃を与えるものであります。このような弾圧法規に、従来の法律概念にないものが勝手に導入されているのであります。が、もしも、政府が立法したのであれば、公然と現行法体系を越えて、このような悪質凶暴な法案は作り得るはずがないのであります。これを、議員立法という形で、きわめて粗雑な、そして、拡張解釈自由自在という法律案を作つたのは、これによつて、もつぱらこの法を執行する警察、公安調査庁等、弾圧機関にはしいさまな弾圧を行なわせる道を開く目的を持つてゐるからには、かならないのであります。本法案は、その内容が重大であると同時に、会期末まであと幾らもない今日、このようなものを国会に提出するといふ不当な態度と相俟つて、これは、どうも、今の国際情勢が不利なので、自民党の方と政府の方でいふあせつておられることの現われと同時に、議員立法にするというずるさの現われであるといふこともできるのであります。

池田総理は、立法より政治の姿勢を正すことが重要だと言われ——立法より政治の姿勢を正すことが重要だと言つた手前、あせつてゐるが、立法するのは工合が悪い、そこで、議員立法といふことになつたことは、まさに凶星といわなければならぬところでありま。

本法案は、政治上の主義を弾圧の直接の目標と掲げるとともに、さらに、今回は、破防法にもない思想、信条を推進する、こゝういふことをつけ加える

ことによつて、憲法に保障された言論、思想の自由を根柢から破壊しようとするものであります。憲法は、何人も法の前に平等であることを明記してあります。さらに、本法案は、歴代の反動、弾圧立法の際にしばしば用いられた、公共の安全または福祉という言葉がすっかり姿を消して、今までの法律になつた民主主義という言葉を使つておられます。自民党の諸君が、法を作られるのは、特に民主主義といふことを言われるから、なおさら問題になるのであります。単なる政治上の解釈や修飾でなく、このような重大な刑罰規定を盛つた法律に、法律規定としては確定してない、ばく然としたものを目的として持ち込んだ企図は重大であります。といふのは、民主主義といふものは、自民党の諸君だけが考へて、これが民主主義と定義しても、世間では通用しないものだからであります。

さらに、本法第五、第六は、この民主主義を利用し、国民全体を警察のスパイ、密告者にしてとくらんとおられます。これは、国民の平和、民主的生活を破壊し、国民を不安に陥れ、かつ、これに報奨金を裏づけすることによつて国民を腐敗に導こうとするものであります。報奨金のことばは法文の表に出ておりませんが、警察文書で暴露したところによれば、それがいかでたらめに使われているかは、自民党の諸君といへども、もはや御存じのことでありま。また、政府及び法務省においては、数年前に、民主主義を名とした弾圧立法を作ろうとして、その民主主義の概念が法務省で確定せず、ほりり出したことがありま。

す。さらに、民主主義を刑罰規定の法律概念とするのは、世界にもその類を見ないものであります。あつたのはマッカーシズムだけあります。民主主義といふのは、一党派、一政党が勝手に解釈したもの通用するものでないことは、先ほども申し上げましたが、本法提案者は、この民主主義について、一体、確定した法律解釈があるとしても言われるのか、なぜそれをはつきり示さないのか。示すことができるなら、一つ、ここで、はつきり示していただきたい。国民の前で、はつきり示していただきたのであります。また、この際、政府、特に法務当局の、これについての見解をお聞きしたいのであります。

そもそも、民主主義をこのような弾圧立法に利用し、弾圧法にだけ民主主義という言葉をういてゐる手口は、法の支配という概念とともに、第二次世界大戦後、アメリカで世界支配のために作り出されたものであります。従つて、これは今度の安保条約と密接な関係があるものであります。今日、この偽りの民主主義がどういふものであるかは、キューバ、ラオス、南ベトナム、南朝鮮における事態などによつて、その正体は明らかであります。南朝鮮へは、わざわざ自民党からお出かけになつて、御苦労までございました。全くばかにしてゐるではございませんか。(拍手)

今日、重大な刑罰規定を盛つた本法案の目的にこのような民主主義を持ち込んだことは、明らかに、やはり、独占の大金持ちの支配を守り、これと戦ふものを、法的にあいまいな民主主義という名で押えつけようとするものにほかなりません。これは、憲法の、かつて問題になつた戦力規定以上の拡大解釈によつて、憲法の民主的条項を根柢から破壊しようとするものであります。(水を飲めと呼ぶ者あり)水はどうぞ自民党の方でお飲み下さい、あせつておられるようだから。

なお、この提案者、賛成者の中に、お名前を拝見しますと、自民党の側には、かつて私が十八年間ほりり込まれておつたあの治安維持法に關係しておられる方の名前がだいたいあります。あの法律の歴史がどういふものであつたかは、その方々は特に御存じでありま。しよるが、さて、問題は、民主社会党の方々であります。治安維持法がどういふものであつたかは、民社党の諸君、特に、先輩に当たる西尾末廣君などは、御存じのすであります。それが、どうして、事もあらうに、自民党と一緒になつて、こんなものを出される量見になつたのか。(社会党は共産党と一緒になつてやつてゐるじゃないか)と呼び、その他発言する者多し、(拍手)そうなつてくると……

○議長(清瀬一郎君) 御静粛に願ひます。

○志賀義雄君(続) 私は、民社党は公然と憲法を破壊することに協力されようとするのであるかどうか、その点を、今後はつきりしていただかなければならないと思ひのであります。

さらに、この法律によれば、すべての団体及び団体構成員は、日常恒常的に警察並びに公安調査庁の監視のもとに置かれることになり、これを理由に、現在の政治警察である警備公安警察と公安調査庁は、その機構と予算を大規模に拡大する結果となります。本

法案がそれを予想していることは明らかであります。だからこそ、安保反対のときに、自民党の諸君が、警察は腰が弱い弱いと言われたのは、実は、こゝういふものを議員立法で出させるための警察当局の陰謀の態度であつたといふことが、はつきりわかるのであります。警備公安警察及び公安調査庁が、現行憲法と人権をじゅうりんとしたスパイ情報活動に狂奔し、労働運動、民主的運動を弾圧する中枢機構になつておることは、日本全国で毎日のように国民の糾弾を受けております。加えて、私が昨年明らかにした島根県警文書ではつきりしたように、その機構はすっかり腐つておる。政府当局、会計検査院の目を欺くために、二重の帳簿まで作つておるのであります。これは暗黒官庁といわなければならぬのであります。これは、全世界の民主的な人々から今日弾劾されている、アレン・ダレスの指導するアメリカのCIAの幼稚な模倣であるといわなければなりません。これらの治安機構が右翼暴力団と結合しているその深さは、天下周知のところでありまして、この機構をそのままにして、いや、それをさらに助長させるようなことをして、どうして右翼テロの取り締まりができるでありません。さきにわが党が参議院で暴露した自衛隊による大衆運動弾圧計画、治安行動要綱と本法案は、国民弾圧の車の両輪であり、ILO八十七号条約批准を悪用した国内法改悪、今回の春闘における二万人に及ぶレッド・パージ以来の解雇を含む大量処分と関連し、池田内閣、自民党による弾圧政策の一環であり、その中軸となるものであります。(時間だと呼ぶ者あり)

ここで、もう一点指摘しなければならぬのは、本法案が右翼テロ防止とは全くならないばかりか、右翼テロを防止するのには、現行刑法よりも、かえつて諸制限が加えられていることであつて、本法第四條第七項、第二十四條がそれでありまして、この点、立法者の企図そのものに重大な疑惑と危険があるといわなければなりません。しかし、それだけではありません。私は、この法案が、結果的に必ずそうなるように作られていることを、ここではつきり指摘しなければなりません。このように、本法案が、一貫して労働組合、民主団体、民主的諸政党に対する弾圧のやいばを向けておるものであることは明らかであります。本法案は、労働運動、民主的大衆運動において、常に政府、資本家によつてつち上げられる強要、脅迫などが取り入れられたことによつて、破防法を、さらに日常の労働運動、民主運動、国民の諸活動に対する弾圧に利用するよう具体化しようとするものであり、その影響するところは重大かつ深刻なものでいなければなりません。

さらに、本法案は、単にこれを一法案として個別的に考えることはできません。さきにわが党が参議院で暴露した自衛隊による大衆運動弾圧計画、治安行動要綱と本法案は、国民弾圧の車の両輪であり、ILO八十七号条約批准を悪用した国内法改悪、今回の春闘における二万人に及ぶレッド・パージ以来の解雇を含む大量処分と関連し、池田内閣、自民党による弾圧政策の一環であり、その中軸となるものであります。(時間だと呼ぶ者あり)

今日、もう、ラオスでも、南ベトナムでも、どこでも、アメリカは、御承知の通り、非常に、することなすこと、へまばかりになつておる。これは、あせるからであります。自民党の諸君が、あせる、これで、どういふまい結果が出ますか。私は、単にこの法案を批判するばかりでなく、これに對し、私は、これを廢案にすることを要求して、そのためには、わが党はあくまで国民大衆と結合して戦う、そうして、これをやめさせるというところを申し上げまして、私の質問を終わる次第であります。

「早川崇君登壇」
○早川崇君 志賀議員にお答えいたします。弾圧法案であるという御意見に對しましては、一体、具体的な根拠をどこに置かれておるか、全く理解に苦しむところでございます。言論の自由と政治的自由を暴力で妨害することは、民主主義の根幹を破壊するものでありますから、これを防止するというのが、われわれの考えであります。(拍手) 共産党の志賀君の考え方は、もの考え方がわれわれとさかちしておると私はいわざるを得ないのではないかと思います。(拍手)
第二に、議員立法だから乱暴な法案だと言いますけれども、立法府が立案するものが、一体何が乱暴であるか、私は、その点をお聞きしたいのでございます。(拍手)
最後に、労働運動その他の弾圧法規だと申しますが、私は、公正な大新聞が、社説において、あげて、この法案の今国会成立を望んでおる、そのことを申し上げて、いかにこの共同提案の法案が妥当であり、必要であるかといふことの客観的証明になるのではないかと、これを志賀君にお答え申し上げます。たしておきたいと思ふのであります。(拍手)
「國務大臣植木庚子郎君登壇」
○國務大臣 植木庚子郎君 にお答えいたします。この自民・民社共同提案にかかる法律案に關連して、政府はどんな態度をとつておつたのか、という御質問でございますが、われわれ政府は、さきに社会党からお出しになつた法律案並びに民社党からお出しになつた法律案等も常に参考にいまして、深く研究をいたしておりました。また、わが党の方におきましても立案せられたようでございますから、これまた、政府といたしまして、深く参考にして、その研究をおさささ意になつたのでございます。われわれ政府といたしましては、まず、先年提起してあります各種の暴力事犯に對しまして、でき得る限り、現行法でも取り締まり得るところはこれによつて善処して参りたい、どうしてもいかな部分については、これは必要に応じて立法を用意しなければならぬまい、と考へておつたのでございます。たまたま、今回の共同提案になるにつきます経過をわれわれ拝見しておりました、この種の法案が立法府の議員の皆様から共同で提出され、これを十二分に研究していただくことは、これまた、一つのこうした立法の方法として非常ないい方法ではあるまいか、かように考へております。それが、すなわち、先ほど總理もお答えになつた通り、この法案について、われわれはそうした考へ方で臨んでおるのでございます。

法務当局はこれにどんなに關係したかというお話でございますが、これについては、もつぱら党でおやりになり、ただ、われわれ、技術的な面で若干の御相談を受けました。これに對してはお答えをいたしておる次第でございます。

次に、この種の法律に關連しまして、従来でも、たとえば、破壊活動防止法の問題でありますとか、あるいは警察關係の問題等において、いわゆる行き過ぎのスパイ的な活動が行なわれはしないか、あるいは行なわれておるというやうな御意見でございますが、われわれとしては、さうして考へておられません。われわれといたしましては、法規の命ずる範囲内において、その目的に従つた調査をしておるのが実情でございます。しかしながら、これにも、もし行き過ぎがあるとしたしますならば、十分今後とも反省をして参りたい、かように考へておるわけでございまして、われわれといたしましては、以上お答えしたことによつて尽きておると思ひます。

○議長(清瀬一郎君) 通告の質疑並びにこれに對する答弁はこれで終わりました。

日程第一 日本国有鉄道新線建設補助特別措置法案(内閣提出)
○議長(清瀬一郎君) 日程第一、日本国有鉄道新線建設補助特別措置法案を議題といたします。

日本国有鉄道新線建設補助特別措置法案

右
国会に提出する。

昭和三十六年二月二十八日

内閣総理大臣 池田 勇人

1 日本国有鉄道新線建設補助特別措置法案

政府は、日本国有鉄道に対し、昭和三十六年度から昭和四十年年度までにおいて、日本国有鉄道が昭和三十五年度以降当該年度の前年度までに鉄道敷設法(大正十一年法律第三十七号)別表に掲げる予定鉄道線路の建設に要した資金について、運輸省令で定めるところにより計算して得た当該年度の前年度分の利子の額に相当する額の範囲内において、予算で定めるところにより補助することができ

2 前項の規定による補助(以下「新線建設補助」という。)に係る予定鉄道線路について、営業の開始後、運輸省令で定めるところにより計算して得た利益を生じた場合は、その利益の額に相当する額を翌年度の新線建設補助に係る前項の利子の額から控除するものとす

3 日本国有鉄道は、前項の場合において、その利益が当該線路につき最初に新線建設補助が行なわれた年度から起算して十五年度以内

に生じたときは、その翌年度において、政府に対し、その利益の額の二分の一を下らない金額を、運輸省令で定めるところにより計算

して得た当該線路に係る新線建設補助の額の合計額に相当すると認められる額に達するまで還付しなければならぬ。

4 運輸大臣は、前三項の運輸省令を定めようとするときは、大蔵大臣と協議するものとする。

附則
この法律は、昭和三十六年四月一日から施行する。

理由
日本国有鉄道の経営の健全化に資するため、日本国有鉄道に対し新線建設補助を行なうことができることとする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○議長(清瀬一郎君) 委員長の報告を求めます。運輸委員長三池信君。

〔報告書は会議録追録に掲載〕
三池信君登壇
三池信君 ただいま議題となりました日本国有鉄道新線建設補助特別措置法案について、運輸委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、本法案の趣旨を簡単に申し上げますと、御承知のごとく、国鉄の新線建設は、鉄道建設審議会の議を経て、公正かつ合理的に検討の上、鉄道敷設法別表に掲げる予定鉄道線路のうちから順次建設されておりますが、何分にも、これらの新線は、開業後も長期にわたり赤字であり、これが国鉄経営上大きな負担となつておる実情であります。

本法案は、当面、国鉄の経営上の負担を軽減し、その経営の健全化に資するため、政府は、昭和三十五年度以降の建設に要した資金につき、その利子相当分を限度として、昭和三十六年度から四十年年度までの間に限り補助することができるといたし、昭和三十六年度においては三億八百七十五万円の新線建設費補助金を計上いたしております。

本法案は、去る二月二十八日本委員会に付託され、次いで、三月三日政府より提案理由の説明を聴取し、自來、五回にわたつて質疑を行ない、慎重審議をいたしました。その詳細は会議録をごらん願います。

かくて、五月十六日、有田喜一委員より、附則をこの法律は、公布の日から施行する。に改める旨の修正動議が提出され、修正案並びに原案について討論に入り、修正案が、自由民主党を代表して高橋清一郎委員、日本社会党を代表して久保三郎委員、民主社会党を代表して内海清委員より、それぞれ次のような希望を付して賛成の意見が述べられました。

すなわち、公共的性格を持つ国鉄としては、国民経済の発展、地方資源の開発、交通系路の整備上、新線の建設は当然であるが、一方、また、多数の赤字路線が国鉄経営上の大きな負担となつておること、及び、現在の施設に対する輸送力増強が必須かつ緊要であること等を参照して、その計画決定にあつては、正確な調査の上、慎重に考慮を払うべきである。なお、一たび決定の上、実施の段階にあつては、政府の一段の助成措置を要望いたしております。

かくして、修正案並びに修正部分を除く原案について採決の結果、本法案は全会一致をもって修正議決すべきものと議決いたしました次第であります。以上、御報告申し上げます。(拍手)

〔参照〕
日本国有鉄道新線建設補助特別措置法案に対する修正案
日本国有鉄道新線建設補助特別措置法案の一部を次のように修正する。

附則中「昭和三十六年四月一日」を「公布の日」に改める。

○議長(清瀬一郎君) 採決いたしました。本案の委員長の報告は修正でありました。本案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○議長(清瀬一郎君) 御異議なしと認めます。よつて、本案は委員長報告の通り決しました。(拍手)

日程第二 機械類賦払信用保険特別会計法案(内閣提出)
日程第三 企業資本充実のための資産再評価等の特別措置法案の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

○議長(清瀬一郎君) 日程第二、機械類賦払信用保険特別会計法案、日程第三、企業資本充実のための資産再評価等の特別措置法案の一部を改正する法律案、右両案を一括して議題といたします。

機械類賦払信用保険特別会計法案

右
国会に提出する。

昭和三十六年二月二十五日

内閣総理大臣 池田 勇人

1 機械類賦払信用保険特別会計法

第一条 機械類賦払信用保険臨時措置法(昭和三十六年法律第 号。以下「法」という。)による機械類賦払信用保険に関する政府の経理を明確にするため、特別会計を設置し、一般会計と区分して経理する。

(管理)
第二条 この会計は、通商産業大臣が、法令の定めるところに従い、管理する。

(資本)
第三条 この会計においては、第四条に規定する一般会計からの繰入金に相当する金額をもつて資本とする。

(繰入及び繰出)
第四条 この会計においては、保険料、法第九条の規定により納付される回収金、一般会計からの繰入金及び附属雑収入をもつてその歳入とし、保険金、事務取扱費、一時借入金、利子その他の諸費をもつてその歳出とする。

2 前項に規定する一般会計からの繰入金は、予算の定めるところにより、この会計の資本に充てられた繰り入れるものとする。

昭和三十六年五月十七日 衆議院會議録第四十一号 機械類賦払信用保険特別會計法案外一案

七八六

(歳入歳出予算計算書の作成及び送付)

第五條 通商産業大臣は、毎會計年度、この會計の歳入歳出予算計算書を作成し、大蔵大臣に送付しなければならない。

2 前項の歳入歳出予算計算書には、次に掲げる書類を添附しなければならない。

一 前年度の貸借対照表及び損益計算書

二 前年度及び当該年度の予定貸借対照表及び予定損益計算書

(歳入歳出予算の区分)

第六條 この會計の歳入歳出予算は、歳入にあつては、その性質に従つて款及び項に、歳出にあつては、その目的に従つて項に区分する。

(予算の作成及び提出)

第七條 内閣は、毎會計年度、この會計の予算を作成し、一般會計の予算とともに、国会に提出しなければならない。

2 前項の予算には、第五條第一項に規定する歳入歳出予算計算書及び同条第二項各号に掲げる書類を添附しなければならない。

(利益及び損失の処理)

第八條 この會計において、毎會計年度の損益計算上生じた利益又は損失は、翌年度に繰り越して整理するものとする。

2 前項に規定する損益計算の方法については、政令で定める。

(剰余金の繰入れ)

第九條 この會計において、毎會計年度の歳入歳出の決算上剰余金を

生じたときは、これを翌年度の歳入に繰り入れるものとする。

(歳入歳出決定計算書の作成及び送付)

第十條 通商産業大臣は、毎會計年度、歳入歳出予算計算書と同一の区分により、この會計の歳入歳出決定計算書を作成し、大蔵大臣に送付しなければならない。

2 前項の歳入歳出決定計算書には、当該年度の貸借対照表及び損益計算書を添附しなければならない。

(歳入歳出決算の作成及び提出)

第十一條 内閣は、毎會計年度、この會計の歳入歳出決算を作成し、一般會計の歳入歳出決算とともに、国会に提出しなければならない。

2 前項の歳入歳出決算には、前条第一項に規定する歳入歳出決定計算書並びに同条第二項に規定する当該年度の貸借対照表及び損益計算書を添附しなければならない。

(余剰金の預託)

第十二條 この會計において、支払上現金に余剰があるときは、これを資金運用部に預託することができる。

(一時借入金)

第十三條 この會計において、支払上現金に不足があるときは、この會計の負担において一時借入金をすることができ。

2 前項の規定による一時借入金は、当該年度の歳入をもつて償還しなければならない。

3 第一項の規定による一時借入金の限度額については、予算をもつ

て国会の議決を経なければならない。

(一時借入金の借入れ及び償還の事務)

第十四條 前条の規定による一時借入金の借入れ及び償還に関する事務は、大蔵大臣が行なう。

(国債整理基金特別會計への繰入れ)

第十五條 第十三條第一項の規定による一時借入金の利子に相当する金額は、毎會計年度、国債整理基金特別會計に繰り入れなければならない。

(支出未済額の繰越し)

第十六條 この會計において、支払義務の生じた歳出金で、当該年度の納納の完結までに支出済みとならなかつたものに係る歳出予算は、翌年度に繰り越して使用することができる。

2 通商産業大臣は、前項の規定による繰越しをしたときは、大蔵大臣及び會計検査院に通知しなければならない。

3 第一項の規定による繰越しをしたときは、当該経費については、財政法(昭和二十二年法律第三十四号)第三十一條第一項の規定による予算の配賦があつたものとみなす。この場合においては、同条第三項の規定による通知は、必要としない。

(実施規定)

第十七條 この法律の実施のための手続その他その執行について必要な事項は、政令で定める。

附 則

1 この法律は、法の施行の日から施行し、昭和三十六年度の予算から適用する。

2 退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別會計等からする一般會計への繰入及び納付に関する法律(昭和二十五年法律第六十二号)の一部を次のように改正する。

第一條中「輸出保険特別會計」の下に、「機械類賦払信用保険特別會計」を加える。

3 通商産業省設置法(昭和二十七年法律第二百七十五号)の一部を次のように改正する。

第七條第一項第五号及び第六号中「特定物資納付金処理特別會計」の下に、「機械類賦払信用保険特別會計」を加える。

第十條中第十一号を第十二号とし、第十号の次に次の一号を加える。

十一 機械類賦払信用保険特別會計の經理を行なうこと。

理 由
機械類賦払信用臨時措置法による機械類賦払信用保険に関する政府の經理を一般會計と区分して明確にするため、特別會計を設置する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

企業資本充実のための資産再評価等の特別措置法の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院において可決した。

よつて国会法第八十三條により送付する。

昭和三十六年五月十二日
衆議院議長 松野 鶴平
衆議院議員 清瀬 一郎殿

企業資本充実のための資産再評価等の特別措置法の一部を改正する法律

企業資本充実のための資産再評価等の特別措置法(昭和二十九年法律第四十二号)の一部を次のように改正する。

目次中「第二章 再評価及びこれに関する經理の特例等(第六條一第十八條の三)」を「第二章 再評価及びこれに関する經理の特例等(第六條一第十八條の七)」に改める。

第二條第二項中「第十八條の三」を「第十八條の七」に改める。

第四條第四項中「昭和三十三年三月三十一日」を「昭和四十年三月三十一日」に改める。

第十條第二項中「の規定の適用がある資産」を「その他これらに準ずる特別償却に関する法令の規定の適用がある資産」に改め、同条第三項中「第十八條の二」を「第十八條の六」に改める。

第十二條第三項中「第十八條の二」を「第十八條の六」に改める。

第十三條第一項中「第十八條、第十八條の二」を「第十八條の六」に改める。

第十七條第二項中「第十八條の三」を「第十八條の七」に改める。
第十八條の二第一項第二号中「資本に組み入れた再評価積立金の額が、同号に規定する」を削り、「算出

した金額の「を」算出した金額に対する同号に規定する資本に組み入れた再評価積立金の額の割合(以下「資本組入割合」という。)が「に」改め、同条第二項及び第三項を削る。

第十八条の三「昭和三十七年三月三十一日」を「昭和四十年三月三十一日」に改め、同条を第十八条の七とし、第十八条の二の次に次の四条を加える。

第十八条の三 再評価実施会社(同族会社を除く)は、昭和三十七年三月三十一日を含む事業年度から昭和三十九年三月三十一日を含む事業年度の直前事業年度までの各事業年度において次の各号に掲げる場合(第一号から第三号までに掲げる場合にあつては、当該事業年度終了の日における再評価積立金の額が資本の額の百分の二十に相当する金額以下である場合を除く。)に該当するときは、当該事業年度における資本の額の平均額に對し当該各号に掲げる割合を乗じて得た金額に当該事業年度の月数を乗じて十二で除して得た金額に相当する金額をこえる利益の配当を行なつてはならない。

- 一 資本組入割合が百分の三十に満たない場合 百分の十
- 二 資本組入割合が百分の三十以上で、百分の五十に満たない場合 百分の十二
- 三 資本組入割合が百分の五十以上で、百分の七十に満たない場合(次号に掲げる場合を除く) 百分の十五

四 第十八条第一項第二号に掲げる場合(第一号又は第二号に掲げる場合を除く) 百分の十二

2 前項第四号の規定は、資本組入割合が百分の百となつた再評価実施会社及び第十八条の六の規定の適用により再評価積立金を有しないこととなつた再評価実施会社のそのなつた日を含む事業年度以後の各事業年度については、適用しない。

第十八条の四 再評価実施会社(同族会社を除く)は、昭和三十九年三月三十一日を含む事業年度から昭和四十年三月三十一日を含む事業年度の直前事業年度までの各事業年度において次の各号に掲げる場合(第一号から第三号までに掲げる場合にあつては、当該事業年度終了の日における再評価積立金の額が資本の額の百分の十五に相当する金額以下である場合を除く。)に該当するときは、当該事業年度における資本の額の平均額に對し当該各号に掲げる割合を乗じて得た金額に当該事業年度の月数を乗じて十二で除して得た金額に相当する金額をこえる利益の配当を行なつてはならない。

- 一 資本組入割合が百分の四十に満たない場合 百分の十
- 二 資本組入割合が百分の四十以上で、百分の六十に満たない場合(第四号に掲げる場合を除く) 百分の十二
- 三 資本組入割合が百分の六十以上で、百分の八十に満たない場合(次号に掲げる場合を除く) 百分の十五

四 第十八条第一項第二号に掲げる場合(第一号に掲げる場合を除く) 百分の十

2 前条第二項の規定は、前項第四号の規定を適用する場合について準用する。

第十八条の五 第十八条第二項の規定は、第十八条の二第三号、第十八条の三第一項第四号又は前条第一項第四号の規定を適用する場合について準用する。

2 第十八条第三項の規定は、合併法人に對して前三条の規定を適用する場合について準用する。

(再評価積立金の資本準備金への組入れ)

第十八条の六 再評価実施会社(同族会社を除く)は、昭和三十七年七月一日以後開始する事業年度において次の各号の一に該当するときは、取締役会の決議により、再評価積立金の全額を商法第二百八十八条ノ二(資本準備金の資本準備金として積み立て、又はこれに組み入れることができる)。

- 一 資本組入割合が百分の八十以上である場合
 - 二 再評価積立金の額が資本の額の百分の十に相当する金額以下である場合
- 第三十六条中「取締役が」の下に「昭和四十年三月三十一日を含む事業年度終了の日前に」を加え、「で前条第一項又は第二項に規定する事項を附記した貸借対照表とともに提出するもの」を削り、同条に次の一項を加える。
- 2 前項の規定は、第十八条の三第二項に規定する会社の同項に規定

する各事業年度については、適用しない。

第四十条第二項中「昭和三十七年三月三十一日」を「昭和四十年三月三十一日」に改め、同条に次の一項を加える。

3 第三十六条第二項の規定は、前項の場合について準用する。

第四十八条第一項第二号中、「第十八条又は第十八条の二」を「第十八条の四まで」に改める。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 資産再評価法(昭和二十五年法律第百十号)の一部を次のように改正する。

第七十七条第一項第二号の次に次の一号を加える。

二の二 企業資本充実のための資産再評価等の特別措置法第十八条の六の規定により資本準備金として積み立て、又はこれに組み入れる場合

○議長(清瀬一郎君) 委員長の報告を求めます。大蔵委員会理事嶋田宗一君。

〔報告書は会議録追録に掲載〕

○嶋田宗一君登壇

「嶋田宗一君 ただいま議題となりました二法律案について、大蔵委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、機械類賦払信用保険特別会計法案について申し上げます。

この法律案は、別途今国会に提出されました機械類賦払信用保険臨時措置

法案による機械類の信用保険事業に關する経理を一般会計と区分して明確にするため、新たに機械類賦払信用保険特別会計を設置しようとするものであります。

以下、その内容について簡単に御説明申し上げます。

第一に、この会計は、通商産業大臣が管理することとし、一般会計からの繰入金に相当する金額をもって資本とすることとしたしております。

第二に、この会計の歳入は、保険料、保険金支払い後納付される回収金、一般会計からの繰入金等とし、歳出は、保険金、事務取扱費、一時借入金の利子等としたしております。

その他、この会計の予算及び決算に關して必要な事項のほか、利益及び損失の処理、余裕金の預託等について所要の規定を設けることとしたしております。

本案につきましては、審議の結果、昨十六日質疑を終了し、採決を行ないましたところ、全会一致をもって原案の通り可決いたしました。

次に、企業資本充実のための資産再評価等の特別措置法の一部を改正する法律案について申し上げます。

昭和二十九年にこの企業資本充実法案が制定せられ、一定規模以上の株式会社が對して、再評価積立金の資本組入れを促進し、あわせて必要な減価償却を行なわせるため、所要の措置が講ぜられて参つたのであります。が、この法律案は、近くこの規定の適用期限が切れるにあつて、規制を若干強化し、適用期限をさらに三年間延長する等の措置を講じようとするものであります。

昭和三十六年五月十七日 衆議院會議録第四十一号 機械類、紙類、信用、保險、特別會計法案外一案 建設省設置法の一部を改正する法律案外一案

七八八

すなわち、第一に、再評価積立金の資本組み入れ促進の措置をいたしまして、現在、昭和三十三年三月三十一日を含む事業年度の直前事業年度までは、再評価積立金の資本組み入れ割合が百分の三十に満たないときは年一割二分、百分の五十に満たないときは年一割五分をこえる配当を行なつてはならないものとされておりますが、この措置を若干強化して、昭和三十三年三月三十一日を含む事業年度から二年間については、資本組み入れ割合が百分の三十に満たないときは年一割、百分の五十に満たないときは年一割二分、百分の七十に満たないときは年一割五分をこえる配当を行なつてはならないこととし、さらに、昭和三十三年三月三十一日を含む事業年度から一年間については、資本組み入れ割合が百分の四十に満たないときは年一割、百分の六十に満たないときは年一割二分、百分の八十に満たないときは年一割五分をこえる配当を行なつてはならないこととしたしております。

第二に、減価償却助行のための措置をいたしまして、減価償却の額が普通償却額額の百分の九十に満たないときは、昭和三十三年三月三十一日を含む事業年度の直前事業年度までは年一割五分をこえる配当を行なつてはならないこととされておりますが、この措置を若干強化して、昭和三十三年三月三十一日を含む事業年度から二年間については年一割二分、昭和三十三年三月三十一日を含む事業年度から一年間については年一割をこえる配当を行なつてはならないこととしたしております。

第三に、再評価積立金の資本組み入れ割合が百分の八十以上である場合、

または再評価積立金の額が資本の額の百分の十以下である場合には、その全額を資本準備金に組み入れ、再評価積立金を廃止することができるとすることとしたしております。

最後に、昭和四十三年三月三十一日を含む事業年度以後における再評価積立金の資本組み入れの促進については、追つて法律で定めることとしたしております。

この法律案は、衆議院先議で、本委員会において慎重に予備審査を續けて参りましたが、昨日質疑を終了し、直ちに採決いたしましたところ、本案は全会一致をもつて原案の通り可決いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(清瀬一郎君) 両案を一括して採決いたします。

○議長(清瀬一郎君) 御異議なしと認めます。よつて、両案は委員長報告の通り可決いたしました。

○議長(清瀬一郎君) 御異議なしと認めます。

○議長(清瀬一郎君) 御異議なしと認めます。

日程第四 建設省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第五 恩給法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(清瀬一郎君) 日程第四、建設省設置法の一部を改正する法律案、日程第五、恩給法等の一部を改正する法律案、右両案を一括して議題といたします。

建設省設置法の一部を改正する法律案

右 国会に提出する。

昭和三十三年二月二十五日

内閣総理大臣 池田 勇人

建設省設置法の一部を改正する法律

建設省設置法(昭和二十三年法律第百十三号)の一部を次のように改正する。

第三号中第一号の二を第一号の三とし、第一号の次に次の一号を加える。

一の二 建設省の所管行政に係る建設事業に関する総合計画及び長期計画に関する調査及び立案に関する事務を行なうこと。

第三号第十八号の二の次に次の一号を加える。

十八の三 宅地造成に関する調査及び指導を行なうこと。

第三号第二十六号の五中「建築資材」を「建設資材」に改め、「並びに」の下に「測量に関する技術者及び」を加え、同条第二十九号の次に次の一号を加える。

二十九の二 地震工学に関する研究(外国人研修生を含む)の研修を行なうこと。

第四号第一項中「五局」を「六局」に、「計画局」を「建設局」に改め、同条第二項中「第二十五号から第二十五号の四まで、第二十八号、第二十八号の二を」を「第二十五号の四、第二十八号」に改め、「第三十号に規定する事務」の下に、「同条第二十五号に

規定する事務のうち建設業法(昭和二十四年法律第百号)の規定による建設工事用機械に係る技術検定に関するもの」を加え、同条第七項を同条第八項とし、同条第六項中「第十八号から第十九号まで」を「第十八号の三、第十九号」に改め、同条中同項を第七項とし、第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、同条第三項中「計画局」を「建設局」に改め、「第一号、第一号の二、」を削り、「第十七号及び第十七号の二に規定する事務、同条第三号に規定する事務の総括に関する事務」を「に規定する事務」に、「に関するもの、」を「に関するもの」に改め、「並びに同条第二十九号に規定する事務のうち建設技術に関する試験及び研究の助成に関するもの」を削り、同条中同項を第四項とし、第二項の次に次の一号を加える。

3 建設局においては、前条第一号から第一号の三まで、第十七号から第十八号の二まで、第二十五号の二、第二十五号の三及び第二十八号の二に規定する事務、同条第三号に規定する事務の総括に関する事務、同条第二十五号に規定する事務(建設業法の規定による建設工事用機械に係る技術検定に関する事務を除く)並びに同条第二十九号に規定する事務のうち建設省の所管行政に関する調査及び統計並びに資料の収集、整理及び編集に関するもの(附属機関の所掌に属するものを除く)並びに建設技術に関する試験及び研究の助成に関するものをつかさどる。

第八号第一項中「河川工作物」を「土木」に改める。

第九号第一項中「並びに同条」を「同条」に改め、「指導に関するもの」の下に「並びに同条第二十九号の二に規定する事務」を加える。

第九号の二第一項中「第二十六号の五に規定する事務のうち」の下に「測量に関する技術者及び」を、「幹部」の下に「及び隊員」を加える。

第十号第一項の表中央建設業審議会の項中「(昭和二十四年法律第百号)」を削る。

第十四号第一項中「四部」を「五部」に改め、「ただし」の下に「用地部は、関東地方建設局及び近畿地方建設局にのみ置くものとす」を加え、「総務部」を「総務部」に改める。

附則

この法律中第三号第一号の二を同条第一号の三とし、同条第一号の次に一号を加える改正規定並びに第四号及び第十号第一項の改正規定は昭和三十三年六月一日から、その他の規定は公布の日から施行する。

理由

建設省所管行政に係る建設事業に関する総合計画及び長期計画に関する調査及び立案に関する事務等をつかさどらせるため本省に建設局を設置し、関東地方建設局及び近畿地方建設局に用地部を設置する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

恩給法等の一部を改正する法律

右
国会に提出する。

昭和三十六年三月三日

内閣総理大臣 池田 勇人

恩給法等の一部を改正する法律
(恩給法の一部改正)

第一条 恩給法(大正十二年法律第四十八号)の一部を次のように改正する。

第六十五条第四項中「同項ノ未成年ノ子ト合シテ四人ヲ超エザル員数ヲ限リ」を削る。

別表第二号表中「七七、〇〇〇円」を「七九、〇〇〇円」に、「四三、〇〇〇円」を「五一、〇〇〇円」に、「三三、〇〇〇円」を「三八、〇〇〇円」に改める。

別表第三号表中「一六〇、〇〇〇円」を「一八三、〇〇〇円」に、「二八、〇〇〇円」を「五一、〇〇〇円」に、「一一、〇〇〇円」を「一三〇、〇〇〇円」に、「九六、〇〇〇円」を「一〇七、〇〇〇円」に、「八〇、〇〇〇円」を「八六、〇〇〇円」に改める。

(恩給法の一部を改正する法律の一部改正)

第二条 恩給法の一部を改正する法律(昭和二十八年法律第五十五号)の一部を次のように改正する。

附則第二十四条に次の一項を加える。

4 旧軍人、旧準軍人又は旧軍属の恩給の基礎を職年を計算する場合においては、第二項の規定にかかわらず、旧軍人、旧準軍

人又は旧軍属としての実在職年に附すべき加算年のうち、次の各号に掲げるものは、恩給の基礎を職年に算入するものとする。

一 法律第三十一号による改正前の恩給法第三十二條の規定により附すべき加算年(恩給法の一部を改正する法律(昭和十七年法律第三十四号)による改正前の同条第一項第二号及び第三号の規定により附すべき加算年並びにこれらに相当する加算年を除く。)

二 法律第三十一号による改正前の恩給法第三十三條の規定により附すべき加算年

三 法律第三十一号による改正前の恩給法第三十五條の規定により附すべき加算年

四 法律第三十一号による改正前の恩給法第九十一條の規定により附すべき加算年

五 法律第三十一号による改正前の恩給法第九十二條の規定により附すべき加算年

附則第二十四条の四の次に次の一条を加える。

(除算された加算年の算入に伴う措置)

第二十四条の五 附則第二十四条第二項の規定により加算年が恩給の基礎を職年に算入されなかつたためその在職年が普通恩給についての最短期間年限に達しないものとされていた旧軍人、旧準軍人若しくは旧軍属で同条第四項の規定の適用によりその

在職年が当該最短期間年限に達することとなるもの又はその遺族は、昭和三十六年十月一日から普通恩給を受ける権利又は扶助料を受ける権利若しくは資格を取得するものとする。

2 前条第二項の規定は、前項の場合に準用する。

3 第一項の規定により普通恩給を受ける権利を取得した者の当該普通恩給の給付は昭和三十一年十月から、同項の規定により扶助料を受ける権利を取得した者の当該扶助料の給付は昭和三十一年十月から始めるものとする。

ただし、旧軍人、旧準軍人又は旧軍属を退職した時(退職したものとみなされた時を含む。)に当該普通恩給を受ける権利を取得したものとしたならば、恩給法以外の法令によりその権利が消滅すべきであつた者又はその遺族については、当該普通恩給又はこれに基づく扶助料の給付は、行なわれないものとする。

在職年が当該最短期間年限に達することとなるもの又はその遺族は、昭和三十六年十月一日から普通恩給を受ける権利又は扶助料を受ける権利若しくは資格を取得するものとする。

2 前条第二項の規定は、前項の場合に準用する。

3 第一項の規定により普通恩給を受ける権利を取得した者の当該普通恩給の給付は昭和三十一年十月から、同項の規定により扶助料を受ける権利を取得した者の当該扶助料の給付は昭和三十一年十月から始めるものとする。

ただし、旧軍人、旧準軍人又は旧軍属を退職した時(退職したものとみなされた時を含む。)に当該普通恩給を受ける権利を取得したものとしたならば、恩給法以外の法令によりその権利が消滅すべきであつた者又はその遺族については、当該普通恩給又はこれに基づく扶助料の給付は、行なわれないものとする。

4 前条第三項の規定は、前三項の規定により給すべき普通恩給又は扶助料の年額について準用する。

附則第二十五条第四項中「前条」を「附則第二十四条の四」に改める。

附則第二十六条中「第二十四条の四」の下に、「第二十四条の五」を加える。

附則第四十条の次に次の二条を加える。

(旧日本医療団職員期間のある者についての特例)

第四十一条 旧国民医療法(昭和十七年法律第七十号)に規定する日本医療団(以下「医療団」という。)の職員(公務員に相当する職員として政令で定めるものに限る。以下「医療団職員」という。)であつた者が医療団の業務の政府への引継ぎに伴い公務員となつたものに係る普通恩給の基礎となるべき公務員としての在職年の計算については、医療団職員となる前の公務員としての在職年が普通恩給についての最短期間年限に達している者の場合を除き、医療団職員となつた月(公務員を退職した月に医療団職員となつた場合においては、その翌月)から公務員となつた月の前月までの年数を加えたものとする。ただし、その年数を公務員としての在職年に加えたものが普通恩給についての最短期間年限をこえることとなる場合においては、当該最短期間年限をこえる年数については、この限りでない。

2 公務員としての在職年が普通恩給についての最短期間年限に達していない公務員で前項の規定の適用によりその在職年が当該最短期間年限に達することとなるものうち昭和三十六年九月三十日以前に退職し、若しくは死亡した者又はその遺族は、同年十月一日から普通恩給を受ける権利又は扶助料を受ける権利

(旧日本医療団職員期間のある者についての特例)

第四十一条 旧国民医療法(昭和十七年法律第七十号)に規定する日本医療団(以下「医療団」という。)の職員(公務員に相当する職員として政令で定めるものに限る。以下「医療団職員」という。)であつた者が医療団の業務の政府への引継ぎに伴い公務員となつたものに係る普通恩給の基礎となるべき公務員としての在職年の計算については、医療団職員となる前の公務員としての在職年が普通恩給についての最短期間年限に達している者の場合を除き、医療団職員となつた月(公務員を退職した月に医療団職員となつた場合においては、その翌月)から公務員となつた月の前月までの年数を加えたものとする。ただし、その年数を公務員としての在職年に加えたものが普通恩給についての最短期間年限をこえることとなる場合においては、当該最短期間年限をこえる年数については、この限りでない。

2 公務員としての在職年が普通恩給についての最短期間年限に達していない公務員で前項の規定の適用によりその在職年が当該最短期間年限に達することとなるものうち昭和三十六年九月三十日以前に退職し、若しくは死亡した者又はその遺族は、同年十月一日から普通恩給を受ける権利又は扶助料を受ける権利

利若しくは資格を取得するものとする。

3 附則第二十四条の四第二項の規定は、前項の場合に準用する。

4 前二項の規定により普通恩給又は扶助料を受ける権利を取得した者の普通恩給又は扶助料の給付は、昭和三十六年十月から始めるものとする。ただし、公務員を退職した時(退職したものとみなされた時を含む。)に当該普通恩給を受ける権利を取得したものとしたならば、恩給法以外の法令によりその権利が消滅すべきであつた者又はその遺族については、当該普通恩給又はこれに基づく扶助料の給付は、行なわれないものとする。

5 附則第二十四条の四第三項の規定は、公務員としての在職年(医療団職員となる前の公務員としての在職年を除く。)に基づき一時恩給又は一時扶助料を受けた者がある場合における前四項の規定により給すべき普通恩給又は扶助料の年額について準用する。

(外国政府職員期間のある者についての特例)

第四十二条 外国政府の官吏又は待遇官吏(以下「外国政府職員」という。)として在職したことのある公務員で次の各号の一に該当するものの普通恩給の基礎となるべき公務員としての在職年の計算については、法律第三十一号による改正前の恩給法第八十二條ノ二の規定の適用がある

利若しくは資格を取得するものとする。

3 附則第二十四条の四第二項の規定は、前項の場合に準用する。

4 前二項の規定により普通恩給又は扶助料を受ける権利を取得した者の普通恩給又は扶助料の給付は、昭和三十六年十月から始めるものとする。ただし、公務員を退職した時(退職したものとみなされた時を含む。)に当該普通恩給を受ける権利を取得したものとしたならば、恩給法以外の法令によりその権利が消滅すべきであつた者又はその遺族については、当該普通恩給又はこれに基づく扶助料の給付は、行なわれないものとする。

5 附則第二十四条の四第三項の規定は、公務員としての在職年(医療団職員となる前の公務員としての在職年を除く。)に基づき一時恩給又は一時扶助料を受けた者がある場合における前四項の規定により給すべき普通恩給又は扶助料の年額について準用する。

(外国政府職員期間のある者についての特例)

第四十二条 外国政府の官吏又は待遇官吏(以下「外国政府職員」という。)として在職したことのある公務員で次の各号の一に該当するものの普通恩給の基礎となるべき公務員としての在職年の計算については、法律第三十一号による改正前の恩給法第八十二條ノ二の規定の適用がある

利若しくは資格を取得するものとする。

3 附則第二十四条の四第二項の規定は、前項の場合に準用する。

場合(これに準ずる場合を含む)を除き、それぞれ当該各号に掲げる外国政府職員としての在職年数を加えたものによる。ただし、外国政府職員となる前の公務員としての在職年が普通恩給についての最短恩給年限に達している者の場合は、この限りでない。

一 外国政府職員となるため公務員を退職し、外国政府職員として引き続き昭和二十年八月八日まで在職し、再び公務員となつた者 当該外国政府職員としての在職年数

二 外国政府職員となるため公務員を退職し、外国政府職員として引き続き昭和二十年八月八日まで在職した者(前号に該当する者を除く) 当該外国政府職員としての在職年数

三 外国政府職員として昭和二十年八月八日まで在職し、公務員となつた者(前二号に該当する者を除く) 当該外国政府職員としての在職年数(その年数を公務員としての在職年に加えたものが普通恩給についての最短恩給年限をこえることとなる場合におけるそのこえる年数を除く)。

2 前項の規定により加えられる外国政府職員としての在職年数の計算については、これを恩給法第二十条に規定する文官としての在職年数とみなし、同法第三十条の規定を適用する。

3 第一項第二号に掲げる者に係る恩給の年額の計算の基礎となる俸給年額の計算については、公務員を退職した当時の俸給年額が政令で定める額以上の者の場合を除き、公務員を退職した当時において、その当時受けていた俸給の年額とその額の千分の四十五に相当する額に外国政府職員としての在職年数(年未満の端数は、切り捨てる)を乗じた額との合計額に相当する年額の俸給を受けていたものとみなす。ただし、その合計額に相当する年額が政令で定める額をこえることとなる場合においては、その額を俸給の年額とみなす。

4 前条第二項及び第四項の規定は、第一項及び第二項の規定の適用により給すべき普通恩給又は扶助料について準用する。

5 附則第二十四条の四第二項の規定は、前項において準用する前条第二項の場合に準用し、附則第二十四条の四第三項の規定は、公務員としての在職年(外国政府職員となる前の公務員としての在職年を除く)に基づき一時恩給又は一時扶助料を受けたる者がある場合における前四項の規定の適用により給すべき普通恩給又は扶助料の年額について準用する。

附則別表第四中「二一、〇〇〇円」を「二四、〇〇〇円」に改める。
附則別表第五中「三二、〇〇〇円」を「二六、〇〇〇円」に、「一九、〇〇〇円」を「三二、〇〇〇円」に改める。

円に、「一七、〇〇〇円」を「一九、〇〇〇円」に、「一四、〇〇〇円」を「一五、〇〇〇円」に、「十分の八」を「十分の八・五」に改める。
(昭和二十三年六月三十日以前に給与事由の生じた恩給等の年額の改定に関する法律の一部改正)
第三条 昭和二十三年六月三十日以前に給与事由の生じた恩給等の年額の改定に関する法律(昭和三十一年法律第四十九号)の一部を次のように改正する。
第二条中「前条」の下に「(第四条の規定の適用がある場合を含む)」を加える。
第三条の次に次の一条を加える。

三十三倍に相当する金額(一円未満の端数は、切り捨てる)を仮定俸給年額とする。ただし、その仮定俸給年額が七九、八〇〇円未満となる場合においては、恩給年額計算の基礎となつた俸給その他の恩給法上の公務員又は都道府県(これに準ずるものを含む)の退職年金に関する条例上の職員の俸給又は給料とが併給されていた場合において、当該恩給年額計算の基礎となつた俸給の額が、これらの併給された俸給又は給料の合算額の二分の一以下であつたときを除き、七九、八〇〇円を仮定俸給

別表に次のように加える。
別表第三

上 欄		下 欄	
七九、八〇〇円	八八、八〇〇円	八八、八〇〇円	
八二、八〇〇円	九一、八〇〇円	九一、八〇〇円	
八八、八〇〇円	九七、八〇〇円	九七、八〇〇円	
九四、八〇〇円	一〇三、八〇〇円	一〇三、八〇〇円	
一〇〇、八〇〇円	一一一、〇〇〇円	一一一、〇〇〇円	
一一一、〇〇〇円	一二三、〇〇〇円	一二三、〇〇〇円	
一二三、〇〇〇円	一三三、二〇〇円	一三三、二〇〇円	
一三三、二〇〇円	一四四、〇〇〇円	一四四、〇〇〇円	
一四四、〇〇〇円	一五四、八〇〇円	一五四、八〇〇円	
一五四、八〇〇円	一六八、〇〇〇円	一六八、〇〇〇円	
一六八、〇〇〇円	一八二、四〇〇円	一八二、四〇〇円	
一八二、四〇〇円	一九六、八〇〇円	一九六、八〇〇円	
一九六、八〇〇円	二一三、六〇〇円	二一三、六〇〇円	
二一三、六〇〇円	二二二、〇〇〇円	二二二、〇〇〇円	
二二二、〇〇〇円	二三〇、四〇〇円	二三〇、四〇〇円	
二三〇、四〇〇円	二四〇、〇〇〇円	二四〇、〇〇〇円	
二四〇、〇〇〇円	二四九、六〇〇円	二四九、六〇〇円	
二四九、六〇〇円	二五九、二〇〇円	二五九、二〇〇円	

(旧軍人等の遺族に対する恩給等の特例に関する法律の一部改正)
 第四条 旧軍人等の遺族に対する恩給等の特例に関する法律(昭和三十一年法律第七十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「第三条に規定する在職期間」を「第三十四条第二項ただし書に規定する在職期間」に改める。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和三十六年十月一日から施行する。ただし、第一条中恩給法第六十五条第四項の改正規定は、昭和三十一年一月一日から施行する。

(公務傷病恩給に関する経過措置)
 第二条 この法律(前条ただし書に係る部分を除く。以下同じ)の施行の際現に第四項から第六項までの増加恩給を受けている者については、昭和三十六年十月分以降、その年額(恩給法第六十五条第二項から第五項までの規定による加給の年額を除く)を改正後の恩給法別表第二号表の年額に改定する。ただし、改定年額が従前の年額に達しない者については、この改定を行なわない。

2 この法律の施行前に給付事由の生じた第四項から第六項までの増加恩給の昭和三十六年九月分までの年額の計算については、なお従前の例による。

3 昭和三十六年十二月三十一日において現に増加恩給(第七項の増加恩給を除く)を受けている者のうち、恩給法第六十五条第四項

に規定する未成年の子が同条第三項に規定する未成年の子と合して四人をこえている者については、昭和三十一年一月分以降、改正前の同法同条第二項から第五項までの規定による加給の年額を改正後の同法同条第二項から第五項までの規定による年額に改定する。

4 昭和三十六年十二月三十一日以前に給付事由の生じた増加恩給(第七項の増加恩給を除く)の同年同月までの加給の年額の計算については、なお従前の例による。

第三条 この法律の施行前に給付事由の生じた傷病年金の金額の計算については、なお従前の例による。

第四条 この法律の施行の際現に第七項の増加恩給を受けている者については、昭和三十六年十月分以降、その年額(恩給法の一部を改正する法律(昭和二十八年法律第五十五号)以下「法律第五十五号」といふ)附則第二十二條第三項ただし書において準用する恩給法第六十五条第二項から第五項までの規定による加給の年額を除く)を改正後の法律第五十五号附則別表第四の年額に改定する。ただし、改定年額が従前の年額に達しない者については、この改定を行なわない。

2 この法律の施行前に給付事由の生じた第七項の増加恩給の昭和三十六年九月分までの年額の計算については、なお従前の例による。

3 附則第二条第三項の規定は昭和三十六年十二月三十一日において現に第七項の増加恩給を受けている者の加給の年額の改定について、同条第四項の規定は同日以前に給付事由の生じた第七項の増加恩給の加給の年額の計算について準用する。

第五条 この法律の施行の際現に傷病年金を受けている者については、昭和三十六年十月分以降、その年額を改正後の法律第五十五号附則別表第五の年額に改定する。ただし、改定年額が従前の年額(法律第五十五号による改正前の恩給法第六十五条第二第三項の規定の例による加給年額を含む)に達しない者については、この改定を行なわない。

2 この法律の施行前に給付事由の生じた傷病年金の昭和三十六年九月分までの年額の計算については、なお従前の例による。

第六條 この法律の施行の際現に改正前の昭和二十三年六月三十日以前に給付事由の生じた恩給等の年額の改定に関する法律(以下「法律第四十九号」といふ)の規定を適用された普通恩給又は扶助料を受けている者については、昭和三十六年十月分以降、その年額を改正後の法律第四十九号及び恩給法等の一部を改正する法律(昭和三十三年法律第二十四号)附則の規定を適用した場合の年額に改定する。

2 改正前の法律第四十九号の規定を適用された者又は改正後の法律第四十九号の規定を適用されるべき者の普通恩給又は扶助料の昭和三十六年九月分までの年額の計算については、なお従前の例による。

(昭和二十三年六月三十日以前から在職していた者についての恩給法等の特例)
 第七條 昭和二十三年六月三十日以前から引き続き在職し、同年七月一日から同年十一月三十日までの間に退職し、又は死亡した恩給法上の公務員又は公務員に準ずる者で、同年六月三十日に退職したものとすれば、改正後の法律第四十九号第一条に規定する公務員又は準公務員に該当することとなるべきであつたものについては、同日にこれらの者を退職し、当日恩給法上の他の公務員又は公務員に準ずる者に就職したものとみなし、同法第五十二條第一項の規定を適用するものとする。

2 前項の規定に該当する者又はその遺族がこの法律の施行の際現に普通恩給又は扶助料を受けている場合において、同項の規定により昭和二十三年六月三十日に退職したものとみなし、改正後の法律第四十九号その他公務員の給付水準の改訂に伴う恩給の額の改定に關して定めた法令の規定を適用した場合に受けられるべき普通恩給又は扶助料の年額が現に受けている年額をこえることとなるときは、昭和三十六年十月以降、現に受けている普通恩給又は扶助料を

これらの規定を適用した場合の普通恩給又は扶助料に改定する。
 (職権改定)
 第八條 附則第二条第一項、附則第四条第一項、附則第五条第一項又は附則第六条第一項の規定による恩給年額の改定は、裁定庁が受給者の請求を待たずに行なう。
 (改正後の旧軍人等の遺族に対する恩給等の特例に関する法律の規定に基づく扶助料又は遺族年金の給付)
 第九條 改正後の旧軍人等の遺族に対する恩給等の特例に関する法律の規定に基づき給されることとなる扶助料又は遺族年金の給付は、昭和三十六年十月から始めるものとする。

理由

旧軍人軍國の加算年の取扱及び公務傷病者の症状に應ずる恩給額についてその適正化を図り、昭和二十三年六月三十日以前に給付事由の生じた恩給の年額について所要の是正を行ない、外国政府職員及び日本医療団職員の在職年を通算し、旧軍人軍國族について特例扶助料の給付条件を緩和する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○議長(清瀬一郎君) 委員長の報告を求めます。内閣委員長久野忠治君。

〔報告書は会議録追録に掲載〕

〔久野忠治君登壇〕

○久野忠治君 ただいま議題となりました二法案につき、内閣委員会にお

昭和三十六年五月十七日 衆議院會議録第四十一号 建設省設置法の一部を改正する法律案外一案 学校教育法の一部を改正する法律案外一案

る審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、建設省設置法の一部を改正する法律案の要旨について申し上げます。

第一は、本省に建設局を設置することとでございます。

第二は、建設局の設置に伴い、計画局を都市局と改めることとあります。

第三は、建設工事機械技能者のほか、測量に関する技術者についても、その養成及び訓練を行なうことができるものとすることとあります。

第四は、建築研究所において地盤工学に関する研修を行なうものとするものとあります。

第五は、関東及び近畿地方建設局に用地部を設置することとあります。

本案は、二月二十五日本委員会に付託、三月二日政府より提案理由の説明を聴取し、五月十六日質疑を終了いたしましたところ、自民、社会、民社三党共同提案にかかる「建設局」を計画局に改める」との修正案が提出され、採決の結果、全会一致をもって修正議決すべきものと決定いたしました。

次に、恩給法等の一部を改正する法律案の要旨について申し上げます。

第一は、実在職年だけでは普通恩給年限に達しない旧軍人等及びその遺族に対し地域加算を認め、普通恩給扶助料を支給する道を開こうとするものであります。

第二は、恩給法上の公務員で、外国政府職員または日本医療団職員の在職期間を持つものについて、これらの期間を通算し、恩給を給付しようとするものであります。

第三は、管内居住の兵下士官等が、大東亜戦争下において職務に關連して死亡した場合に支給せられるいわゆる旧軍人遺族に対する特例扶助料を、今回、陸海軍学生、生徒等の軍人について、同様の事情にある場合に適用しようとするものであります。

第四は、第四項以下以下の傷病恩給を増額し、その間差の是正をはかることにも、増加恩給を受けるものの退職後の子女の加給につきまして、四人の制限を撤廃しようとするものであります。

第五は、昭和二十三年六月三十日以前に給付事由の生じた文官の恩給につきましては、一部旧高等文官を含み、旧判任文官の層において所要の是正を行なうとするものであります。

なお、以上の措置について、加算による旧軍人の普通恩給は昭和二十七年十月から、また、退職後の子女加給については同年一月からとするほか、すべて昭和三十六年十月からの給付を始め、または年額を改定することといたしました。

本案は、去る三月三日本委員会に付託、三月九日政府の説明を聞き、五月十六日質疑を終了し、採決の結果、全会一致をもって原案の通り可決すべきものと議決いたしました。

なお、本案に対し、石橋委員より、自民、社会、民社の三党共同提案にかかる附帯決議案が提出され、これまた全会一致をもって可決いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

〔参照〕

建設省設置法の一部を改正する法律案に対する修正案

建設省設置法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第四条第一項の改正規定中及び同条第二項の次に一項を加える改正規定中「建設局」を「計画局」に改める。

〇議長(清瀬一郎君) 両案を一括して採決いたします。

日程第四の委員長の報告は修正であります。第五の委員長の報告は可決であります。両案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと稱ふ者あり〕

〇議長(清瀬一郎君) 御異議なしと認めます。よって、両案は委員長報告の通り決しました。

日程第六 学校教育法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第七 学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理に関する法律案(内閣提出)

〇議長(清瀬一郎君) 日程第六、学校教育法の一部を改正する法律案、日程第七、学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理に関する法律案、右両案を一括して議題といたします。

学校教育法の一部を改正する法律案

右 国会に提出する。

昭和三十六年四月五日
内閣総理大臣 池田 勇人

学校教育法の一部を改正する法律

学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第一条中「大学」の下に「高等専門学校」を加える。

第四条中「並びに大学の学部及び大学院」を「大学の学部及び大学院並びに高等専門学校の学科」に改める。

第五章の次に次の一章を加える。

第五節の二 高等専門学校

第七十条の二 高等専門学校は、深く専門の学芸を教授し、職業に必要な能力を育成することを目的とする。

第七十条の三 高等専門学校には、工業に関する学科を置く。

前項の学科に關し必要な事項は、監督庁が、これを定める。

第七十条の四 高等専門学校の修業年限は、五年とする。

第七十条の五 高等専門学校に入学することのできる者は、第四十七条に規定する者とする。

第七十条の六 高等専門学校には、校長、教授、助教授、助手及び事務職員を置かなければならない。

高等専門学校には、前項のほか、講師、技術職員その他必要な職員を置くことができる。

講師は、教授又は助教授に準ずる職務に従事する。

第七十条の七 高等専門学校の設置の認可に關しては、監督庁は、高等専門学校審議会に諮問しなければならない。

高等専門学校審議会に關する事項は、政令でこれを定める。

第七十条の八 高等専門学校を卒業した者は、監督庁の定めるところにより、大学に編入することが出来る。

第七十条の九 第二十八条第六項、第四十九条、第五十条第三項、第六十四条、第六十八条の二及び第六十九条の規定は、高等専門学校に、これを準用する。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(高等専門学校の設置)

第二条 高等専門学校は、昭和三十一年四月一日前には、設置することとできない。ただし、同日前にその設置のために必要な手続その他の行為をすることを妨げない。

(名称)

第三条 この法律の施行の際、現にその名称中に高等専門学校という文字を用いている各種学校その他学校教育法第一条に掲げるものの以外の教育施設は、同法第八十三条第二項の規定にかかわらず、昭和三十一年三月三十一日までの間は、なお従前の名称を用いることができる。

理 由

工業に關する中堅技術者を養成し、もつて産業の發展に寄与するため、深く専門の学芸を教授し、職業に必要な能力を育成することを目的とする高等専門学校の制度を設ける必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理に關する法律案

昭和三十六年四月五日

内閣総理大臣 池田 勇人

学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理に關する法律

(装師師法の一部改正)

第一条 装師師法(昭和十五年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

第一条第二項第二号中「又ハ大学」を「大学又ハ高等専門学校」に改める。

(日本育英会法の一部改正)

第二条 日本育英会法(昭和十九年法律第三十号)の一部を次のように改正する。

第十六条ノ四第二項中「大学ニ於テ」を「大学又ハ高等専門学校ニ於テ」に、「大学其ノ他」を「大学、高等専門学校其ノ他」に改める。

附則第三十六條ノ二中「又ハ大学院」を「若ハ大学院又ハ高等専門学校」に改める。

(統計法の一部改正)

第三条 統計法(昭和二十二年法律第十八号)の一部を次のように改正する。

第十条第五項第三号中「旧専門学校令」を「学校教育法による高等専門学校、旧専門学校令」に、「これ」を「これら」に、「若しくは」を「又は」に改める。

(職業安定法の一部改正)

第四条 職業安定法(昭和二十二年法律第四十一号)の一部を次のように改正する。

第三十三條ノ二第一項中「大学」の下に、「高等専門学校」を加え、同条第二項中「大学の長」の下に、「高等専門学校」の長を加える。

(公認会計士法の一部改正)

第五条 公認会計士法(昭和二十三年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

第七條第一号中「大学」の下に「若しくは高等専門学校」を加える。

第九條第一号から第三号まで中「学校教育法による大学」の下に「若しくは高等専門学校」を加える。

(日本学術会議法の一部改正)

第六条 日本学術会議法(昭和二十三年法律第二十一号)の一部を次のように改正する。

第十七條第一項第二号中「学校教育法第九條第一項の大学」の下に「同法による高等専門学校」を加える。

(旅館業法の一部改正)

第七條 旅館業法(昭和二十三年法律第三十八号)の一部を次のように改正する。

第三條第三項中「その他の国立学校」の下に「又は公立若しくは私立の高等専門学校」を、「校長」の下に「高等専門学校以外の」を、「教育委員会」の下に「高等専門学校以外の」を加える。

(少年院法の一部改正)

第八條 少年院法(昭和二十三年法律第六十九号)の一部を次のように改正する。

第四條第一項第二号中「又は大学」を「大学又は高等専門学校」に改める。

(消防法の一部改正)

第九條 消防法(昭和二十三年法律第八十六号)の一部を次のように改正する。

第十三條ノ三第三項第一号中「若しくは短期大学」を「短期大学若しくは高等専門学校」に改める。

(教育公務員特例法の一部改正)

第十條 教育公務員特例法(昭和二十四年法律第一号)の一部を次のように改正する。

第十三條ノ二中「大学」の下に「及び高等専門学校」を加える。

附則第三十二條第二項第一号中「講師又は助手」を「講師若しくは助手又は公立の高等専門学校の校長、教授、助教授、常時勤務に服することを要する講師若しくは助手」に改める。

(鉱山保安法の一部改正)

第十一條 鉱山保安法(昭和二十四年法律第七十号)の一部を次のように改正する。

第四十條第一項第一号中「学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)による大学」の下に「若しくは高等専門学校」を加える。

(建設業法の一部改正)

第十二條 建設業法(昭和二十四年法律第九十号)の一部を次のように改正する。

第五條第一項第一号中「旧専門学校令(明治三十六年勅令第六十一号)による専門学校又は旧大学令(大正七年勅令第三十八号)による大学を含む」を「旧大学令(大正七年勅令第三十八号)による大学を含む。以下同じ。若しくは高等専門学校(旧専門学校令(明治三十六年勅令第六十一号)による専門学校を含む)に改め、同条第二項第一号中「大学」の下に「若しくは高等専門学校」を加える。

第十七條ノ二第一項第一号中「大学」の下に「若しくは高等専門学校」を加える。

(文部省設置法の一部改正)

第十三條 文部省設置法(昭和二十四年法律第四十六号)の一部を次のように改正する。

第二條中第八号を第九号とし、第五号から第七号までを一号ずつ繰り下げ、第四号の次に次の一号を加える。

五 「高等専門学校」とは、高等専門学校における教育をいう。

第五條第一項第十七号中「大学の設置及び」を「大学及び高等専門学校の設置並びに」に改め、同条同項第十八号及び第二十三号中「大学」の下に「高等専門学校」を加え、同条同項第三十一号中「及び大学」を「並びに大学及び高等専門学校」に改める。

第九條第一号中「大学」の下に「及び高等専門学校」を加え、同条第二号中「国立大学及びこれに附置する学校」を「国立大学及び国立高等専門学校並びに国立大学に附置する学校」に改め、同条第三号中「大学教育及び」の下に「高等専門教育並びに」を加え、同条第四号及び第五号中「大学教育」の下に「及び高等専門教育」を加え、同条第十二号中「大学教授」を「大学及び高等専門学校の教授」に改め、同条第十六号中「大学」の下に「高等専門学校」を加え、同条第十八号中「大学教育及び」の下に「高等専門教育並びに」を加える。

第十一條第十二号中「大学教授」を「大学及び高等専門学校の教授」に改める。

第十三條第一項第一号中「大学」の下に「高等専門学校」を加える。

文部大臣の諮問に應じて大学設置の認可及び博士その他の学位に關する事項を調査審議すること。

第二十七條第一項の表中

大学設置審議会

大学設置審議会

文部大臣の諮問に應じて大学設置の認可及び博士その他の学位に関する事項を調査審議すること。

高等専門学校審議会

文部大臣の諮問に應じて高等専門学校設置に関する事項及び私立高等専門学校を設置する学校法人に關し私立学校法に規定する事項を調査審議すること。

改める。

(教育職員免許法の一部改正)

第十四条 教育職員免許法(昭和二十四年法律第四十七号)の一部を次のように改正する。

第五条第三項ただし書中「修得しない者」の下に「又は高等専門学校を卒業しない者」を加える。

(測量法の一部改正)

第十五条 測量法(昭和二十四年法律第八十八号)の一部を次のように改正する。

第五十条第一号中「認定した大学」の下に「(短期大学を除き、旧大学令(大正七年勅令第三百八十八号)による大学を含む。)」を加え、同条第二号中「専門学校」を「短期大学又は高等専門学校(旧専門学校令(明治三十六年勅令第六十一号)による専門学校を含む。)」に改める。

第五十一条第一号中「認定した大学」の下に「(短期大学を除き、旧大学令による大学を含む。)」を加え、同条第二号中「専門学校」を「短期大学又は高等専門学校(旧専門学校令による専門学校を含む。)」に改める。

(社会教育法の一部改正)
第十六条 社会教育法(昭和二十四年法律第二百七号)の一部を次のように改正する。

に

第九条の四第一号中「六十二

単位以上を修得し、又は高等専門学校を卒業し」に改める。

第四十七条の二中「大学」の下に「及び高等専門学校を加える。

第四十八条第二項中「大学」の下に「高等専門学校を加える。

(私立学校法の一部改正)

第十七条 私立学校法(昭和二十四年法律第二百七号)の一部を次のように改正する。

第四条を次のように改める。

第四条 この法律中「所轄庁」とあるのは、第一号、第三号及び第五号に掲げるものにあつては文部大臣とし、第二号及び第四号に掲げるものにあつては都道府県知事とする。

一 私立大学及び私立高等専門学校

二 前号に掲げる私立学校以外の私立学校

三 第一号に掲げる私立学校を設置する学校法人

四 第二号に掲げる私立学校を設置する学校法人

五 第一号に掲げる私立学校と第二号に掲げる私立学校とをあわせて設置する学校法人

第五条第一項第一号中「大学院、

盲学校」を、大学院、高等専門学校の学科並びに盲学校に改める。

第七條中「私立大学」の下に「及び私立高等専門学校」を加える。

第八條の見出し中「又は私立大学審議会」を、私立大学審議会又は高等専門学校審議会に改め、同条第一項中「私立大学」の下に「及び私立高等専門学校」を加え、同条に次の一項を加える。

8 文部大臣は、私立高等専門学校について、第五条各号に掲げる事項を行なう場合において、あらかじめ、学校教育法第七十條の七第一項の高等専門学校審議会(以下高等専門学校審議会といふ)の意見を聞かなければならない。

第九條第二項及び第十一條第一項中「私立大学」の下に「及び私立高等専門学校」を加える。

第二十六條第二項及び第三十一條第二項中「又は私立大学審議会」を、私立大学審議会又は高等専門学校審議会に改める。

第三十條第一項第三号中「大学院」の下に「学科」を加える。

第五十九條第六項中「又は私立大学審議会」を、私立大学審議会又は高等専門学校審議会に、若しくは私立大学審議会を、私立大学審議会若しくは高等専門学校審議会に改める。

第六十四條第一項後段を次のように改める。

この場合において、第四條中「前号に掲げる私立学校以外の学校若しくは第二号に掲げる

私立学校」とあり、又は第八條

第一項中「私立大学及び私立高等専門学校以外の私立学校」とあるのは、「私立各種学校」と読み替へるものとする。

(図書館法の一部改正)

第十八條 図書館法(昭和二十五年法律第十八号)の一部を次のように改正する。

第五條第一項第一号中「大学」の下に「又は高等専門学校」を加え、同項第三号中「大学」の下に「若しくは高等専門学校」を加え、同条第二項第二号中「卒業した者」の下に「又は高等専門学校第三学年を修了した者」を加える。

第十三條第三項中「大学」の下に「若しくは高等専門学校」を加える。

(建築士法の一部改正)

第十九條 建築士法(昭和二十五年法律第二百二号)の一部を次のように改正する。

第十四條第二号中「短期大学」の下に「若しくは高等専門学校」を加える。

第十五條第一号中「学校教育法による大学」の下に「若しくは高等専門学校」を加える。

(積雪寒冷地帯振興臨時措置法の一部改正)

(道路運送車両法の一部改正)

第二十一條 道路運送車両法(昭和二十六年法律第八十五号)の一部を次のように改正する。

第五十一條第一項第三号中「学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)による大学」の下に「又は高等専門学校」を加える。

(産業教育振興法の一部改正)

第二十二條 産業教育振興法(昭和二十六年法律第二百二十八号)の一部を次のように改正する。

第二條中「又は大学」を、大学又は高等専門学校に改める。

第十五條第二項第一号中「又は短期大学」を、短期大学又は高等専門学校に改め、短期大学の下に「又は高等専門学校」を加える。

(税理士法の一部改正)

第二十三條 税理士法(昭和二十六年法律第二百三十七号)の一部を次のように改正する。

第五條第一項第九号中「規定による大学」の下に「高等専門学校」を加える。

(特種土壌より地帯災害防除及び振興臨時措置法の一部改正)

(急傾斜地帯農業振興臨時措置法の一部改正)

第二十五條 急傾斜地帯農業振興臨時措置法(昭和二十七年法律第百

三十五号)の一部を次のように改正する。

第十五条第一項第九号中「又は」を「による大学若しくは高等専門学校又は」に改める。

(母子福祉資金の貸付等に関する法律の一部改正)

第二十六条 母子福祉資金の貸付等に関する法律(昭和二十七年法律第三百五十号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項第七号中「若しくは大学」を「大学若しくは高等専門学校」に改め、同条第三項中「又は大学」の下に「若しくは高等専門学校」を、その者が引き継ぎ大学」の下に「若しくは高等専門学校」を加える。

第四号第七号中「大学」の下に「若しくは高等専門学校」を加える。

第十条の二第一項第二号中「若しくは大学」を「大学若しくは高等専門学校」に改める。

(稲田単作地域農業改良促進法の一部改正)

第二十七条 稲田単作地域農業改良促進法(昭和二十七年法律第三百五十四号)の一部を次のように改正する。

第十二条第一項第十一号中「又は」を「による大学若しくは高等専門学校又は」に改める。

(海岸砂地帯農業振興臨時措置法の一部改正)

昭和三十三年五月十七日 衆議院会議録第四十一号 学校教育法の一部を改正する法律案外一案

十二号)の一部を次のように改正する。

第九条第一項第十号中「又は」を「による大学若しくは高等専門学校又は」に改める。

(細地農業改良促進法の一部改正)

第二十九条 細地農業改良促進法(昭和二十八年法律第二百五号)の一部を次のように改正する。

第十二条第一項第十号中「又は」を「による大学若しくは高等専門学校又は」に改める。

第三十条 青年学級振興法(昭和二十八年法律第二百一十一号)の一部を次のように改正する。

第五条第三項中「大学」の下に「及び高等専門学校」を加える。

第十九条第一号中「修得し」の下に「又は高等専門学校を卒業し」を加える。

第二十条第二項第一号中「卒業し」の下に「又は高等専門学校第三学年を修了し」を加える。

(技術士法の一部改正)

第三十一条 技術士法(昭和三十三年法律第二百四十四号)の一部を次のように改正する。

第六条第一号中「(短期大学を除く。)」の下に「若しくは高等専門学校」を加える。

第一条中「大学」の下に「高等専門学校」を加える。

第二条第三項中「又は」を「若しくは高等専門学校又は」に改め、同条第五項中「大学」の下に「及び高等専門学校」を加え、同条第六項中「大学」の下に「高等専門学校」を加える。

(国民年金法の一部改正)

第三十三条 国民年金法(昭和三十三年法律第四十一号)の一部を次のように改正する。

第七條第二項第八号にハとして次のように加える。

ハ 学校教育法第二十條の二に規定する高等専門学校及びこれに相当する国立の学校で厚生大臣の指定するもの。

附則 この法律は、学校教育法の一部を改正する法律(昭和三十三年法律第二十号)の施行の日から施行する。ただし、第十二條の規定は、建設業法の一部を改正する法律(昭和三十三年法律第二十号)の施行の日から施行する。

理由 学校教育法の一部改正による高等専門学校の制度の新設に伴い、関係法律の規定を整理する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○議長(清瀬一郎君) 委員長の報告を求めます。文教委員長濱野清吉君。

〔報告書は会議録追録に掲載〕

〔濱野清吉君登壇〕

○濱野清吉君 ただいま議題となりました二つの法案の要旨と、審査の経過及び結果について御報告申し上げます。

まず、初めに、学校教育法の一部を改正する法律案について申し上げます。

この法律案は、工業に関する中堅技術者の不足が著しい現状にかんがみ、新たに高等専門学校という新制度を設けて、有為な中堅工業技術者の養成をはかり、わが国産業の発展に寄与することと、また、青少年のために、その適性、環境等に応じて教育の機会を拡大しようとするものであります。そのおもな内容を申し上げますと、

第一に、この高等専門学校は、高等専門の教育機関でありまして、各種学科のうち、当面は、とりあえず工業のみに限定して行うこととあります。

第二に、その入学資格は中学校卒業程度とし、修業年限は五年の一貫教育を行なうとするものであります。

第三に、卒業生は、希望により四年制大学に進学できる道を開いております。

第四に、学校及び学科の設置は文部大臣の認可を必要といたしますが、この場合、高等専門学校審議会に諮問しなければならぬことになっております。

第五に、公立または私立の高等専門学校は、大学と同様、文部大臣の所管といたしております。

最後に、昭和三十三年四月一日から設置することができるところにしてありますが、それ以前にも、設置のため必要な手続等の行為は妨げないことになつております。

次に、学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理に関する法律案について申し上げます。

本案は、高等専門学校制度の新設に伴い、次の諸点について関係法律に所要の改正を加えようとするものであります。すなわち、

第一は、高等専門学校審議会を文部省内に設置する等のため、文部省設置法の一部を改正することとあります。

第二は、私立学校法の適用については、私立大学及びこれを設置する学校法人に準じた取り扱いとするよう、私立学校法の一部を改正することとあります。

第三は、大学、短期大学卒業程度を資格要件としている工業関係技術者の資格規定に高等専門学校を加えるよう、建築士法等の一部を改正することとあります。

第四に、審議会の構成員等につき、大学教授とあるものに高等専門学校の教授を加えるよう、細地農業改良促進法等の一部を改正すること、その他関係法律に所要の規定の整備を行なうこととあります。

右両法案は、ともに、去る四月五日当委員会に付託せられ、四月七日政府より提案理由の説明を聴取いたしました。

御承知のように、本案は、戦後の六・三・三・四制の学校体系のほかに新たな制度を設けて日本社会党の要請にこたえようとする、わが国教育史上画期的な意義を持つ重要な法案であります。従いまして、委員会といたしましては、きわめて熱心かつ真摯な態度

昭和三十六年五月十七日 衆議院會議録第四十一号 学校教育法の一部を改正する法律案外一案

をもつて審査に臨んだのであります。次に、委員会における質疑のおもなものを申し上げます。

すでに先年審議未了となつた専科大学案と本案の相違点はどうかといふこととあります。また、これは大学に類する学校でありながら、大学制度全般の中央教育審議会における検討の結果を待たず、本法案を急に提出する理由いかん、学校制度の基本はみだりに改変すべきでなく、現行の短大、工業高校の結合で工夫の余地があるのではないか、また、進路をきめる能力の不十分な中学卒業程度の年令時に全生涯の方向をきめさせるところに問題があるのではないか、高等専門学校の教育内容は専門教育科目に片寄つており、全体的に詰め込み教育ではないか、現行の短期大学に対する影響、特に、国立の工業短期大学は本案の成立によりどうなるのか等々、各般にわたる活発な論議がなされましたが、これらの詳細については会議録により御承知願ひたいと思ひます。

なお、本委員会としては、法案の重要性にかんがみ、去る五月十三日、元山梨大学学長安達君外三名の学識経験者を参考人として招致し、両案に対する忌憚のない意見を聴取するとともに、質疑を行なうなど、あらゆる角度から綿密周到な検討を行なつて参つたのであります。

かくて、五月十六日、両法案に対する質疑を打ち切り、一括して討論に入り、村山喜一君は日本社会党を、鈴木義男君は民主社会党を代表して両法案に対し反対の意見を、また、竹下登君は、自由民主党を代表して賛成の意見を表明されました。

続いて採決の結果、起立多数をもつて両法案とも原案通り可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(清瀬一郎君) 討論の通告があります。順次これを許します。山中吾郎君。

〔山中吾郎君登壇〕

○山中吾郎君 私は、日本社会党を代表いたします。ただいま議題となりました学校教育法の一部改正法案、すなわち、通称高等専門学校法案につき、反対の討論を行なうものでござい

ます。この法案は、一口に言えば、インスタンツトそばのような安上がり速成法案でございまして、科学技術者の不足という現状の空腹感を満たすのには便宜でございすけれども、人間形成という教育的養育価値はごく少ない、最近まれに見る粗末な思ひつき法案でありまして、荒木文相の無責任な文教政策の本質を象徴するものであり、まことにわが国の国民教育のために遺憾であることを、前もって表明しておく次第でございす。(拍手)また、この高等専門学校制度が実施された暁には、わが国の学校制度全般に多くの矛盾を積み重ねていくきっかけを作る危険が伏在しておることを深く憂ひつつ、次の理由をあげて反対し、かつ、政府及び荒木文相に反省を求めるものでございす。(拍手)

この法案に反対する第一の理由は、法案提案までの経過及び手続につき多くの疑問を有するからであります。御承知のように、この法案の前身は、いわゆる専科大学法案でございま

して、専科大学法案は、すでに二回にわたり提案をされ、二回とも審議未了、廃案の運命に立ち至つた、いわくつきの法案でございまして、今度の五年制高等専門学校法案は、名称こそ異にいたしておりますが、その実質と沿革から見ましても、廃案になつた専科大学法案を擬装したものであることは明らかでございす。専科大学案のすりかえ法案といふべきでございまして、そのすりかえの姿において三たび国会に提案されること自体の中に、私は国会を冒瀆する意図があることをまことに遺憾に思ひます。(拍手)このことについては、あらゆる点において、私は、便宜主義といふものがこの法案の体質に含んでおることを感じて、まことに遺憾でございす。経過を調べてみますと、専科大学は、短大関係者から反対されたために、そのほこ先をそらす手段として、短大制度を未解決のままにして、五年制高等専門学校法案を思ひついたものであり、そのごまかしの性格が歴然たるものがあるものであります。さらに、文部大臣の諮問機関である中央教育審議会に対する諮問の形式を見ましても、まことに非民主的、高圧的でございす。すな

わち、この法案についての諮問の形式は、五年制高等専門制度が是非かの諮問形式をとつておりません。五年制高等専門学校設置要綱案として諮問をいたしておるのでございまして、このことは、まさしく、高専制度を既定の事実として、その運営の細部に關するあり方について諮問をいたしておるのにすぎません。いわば、中教審に形式的に諮問することによって、民主的手続の美名のもとに、五年制高等専門学校制

度を押しつけて、うのみにさせたと断ぜざるを得ないのであります。かかる不明朗な提案の経過の中にこの法案の欠陥が伏在することを明らかにしておきたいと思ひます。

第二の反対の理由は、この法案は、現行学校制度の基本的秩序である六・三・三・四制を乱すものであるからでございす。

言ひまでもなく、現行六・三・三・四制は、いわゆる単線型と称されまして、憲法第二十六条に規定する、すべての国民は、その能力に應じて、教育を受ける権利を保障する制度として、最も進歩的、民主的な制度でございす。このたびの五年制高等専門学校制度は、現行六・三・三・四制に対し、六・三・五制といふ別途の学校系統を設定することになり、やがて六・三・三・四制をなくすに破壊しやうとするものであり、こゝろいう意味においては、重大なる学校制度の変更を意味する法案でございす。こゝろいう制度の是非の論は別といたしまして、一国の文教政策の基本である学校制度に重大なる修正を加えるについては、思ひつきの断片的な法案の提出は厳に慎むべきものであると確信するのでございす。もし、政府が六・三・三・四制を再検討すべきであるという見解に立つならば、学校制度調査会等、総合的な調査機関を設置して、総合的に、かつ、慎重に、衆知を集めて実施に移すべきものであると思ひます。こゝろいうが、御承知のように、学校制度は、幼稚園より大学に至るまで有機的に結びついた一つの体系でございす。一学校階梯だけをいじることは、石がきの一つの石をはずすと同じく、

その第一点は、現行工業高等学校は次第に軽視をされ、格下げになることは、火を見るより明らかであります。産業教育振興法に基づく設備、施設の充実も、やがて行方不明になるでございす。また、現行法によつては、工業科に限定されて高等専門学校が設置されることに法文で明示はいたしてお

りませんが、農業、水産関係の高専も認めざるを得なくなることは当然であります。やがて、また、文科系統に及ぶに従ひまして、短大制度との矛盾が深刻になるはずであります。また、高専の管理の上からも、諸種の矛盾が伏在してゐるのであります。すなわち、大学でもない、高等学校でもない、あいまいな性格から、教授、助教授の身分、待遇の問題並びに工業高等学校の教諭との関係における免許法の問題、また、高等学校から転入する方法、卒業生の大学編入に關する資格等、いろいろの問題の解決は、まことに困難なものになると思ひます。六・三・三・四制を根本的に再検討することなく、大学でもない、高等学校でもない、中等教育でもない、高等教育でもない五年制高等専門学校は、いわば

現行学校制度の私生子である。この私生子が次第に大きくなるに従って、学校制度をかき乱す大きな原因になることを、ここで私は明言をしておきたいと思うのであります。(拍手)

第三の反対の理由は、科学技術者養成計画との関連において、この高等専門学校制度は、確固たる基本方針が確立されていないことを暴露されていると思うのであります。

聞くところによると、この法案は、日経連、鉄鋼連盟等の、自民党の選挙資金のルートからの要求に盲従して生まれたものであると聞いておりますが、人間形成を主眼とする文教政策の自主性を放棄したものであります。もちろん、教育は、産業の発展に貢献する任務を持つておることは言うまでもございせん。しかし、人間形成こそ教育の本質であり、この立場に立つて人間能力を可能なる限り開発することが文教政策の本質でございせん。それを通して社会に産業に役立たしめることが文教政策の本来の使命でありまして、企業のエゴイズムからいえば、今日役に立つ職人的技能者または狭い技術者を求めるではありません。しかし、教育政策の立場からは、あすの役に立つ創造的能力と、科学技術を身につけさせることが、当然の任務として、これを捨てては行かないのであります。この教育の立場を放棄することは、教育そのものを否定するものといわなければなりません。科学技術者養成の国の責任は、応用能力の開発であり、企業に直結する技術、技能は、企業みずからの経費をもって負担すべきものと私は思うのであります。貧しい国民から吸い取った税金で、人間形成

を軽視して、個人企業にのみ役立つ、かたわな技能者養成に力を入れるとすれば、国民にとっては二重課税である。また、文部大臣は、この問題については、十分の責任を持つて、国民の円満なる人間形成というものの立場を放棄してはならないと思うのであります。この五年制高等専門学校の思想の中には、企業のエゴイズムには奉仕して、人間形成の本来の文教政策の立場を軽視しておるというところを、まことに遺憾に思っております。(拍手)

さらに、賛成論者の中には、戦前の工業専門学校と同視してよい制度である、簡単に考えておる人があつたのでございすけれども、戦前の高等専門学校は、確かに多くの長所を持つておることを率直に認めます。しかし、戦後のこの法案に盛つておる高専制は、戦前の工業専門学校と比較して、非常に多くの欠点のみを持つておると私は断言してはばからないのであります。(拍手)すなわち、戦前の工業専門学校は、小学校の六年または高等科二年を含む八年、その上に、素質の優秀なる生徒を選ばれて五年制の中等教育を受けて、十分な一般教養と基礎教育を受けたその上に、三力年の工業専門教育を施しておるのであります。従つて、経済界からも歓迎された中級技術者として、十分の役割を果たしてきたことは、率直に認めなければなりません。ところが、今回の高専は、小学校の六年、中学校三年、合わせてわずか九年の基礎教育の上に、十六才の少年を入学せしめて、予科、本科を区別せず、直ちに職業教育を授ける仕組みになつておるのであります。従つて、戦前の高等専門学校は、十一年の十分な基礎教育を通じて人間形成を施した後に、三力年の専門職業教育を施しておるのでありますけれども、今度の高等専門学校は、基礎教育はわずか九年、直ちに職業教育五力年を施すという、そういう違つた条件の学校制度でありますから、ともに工業専門学校ではありますけれども、その学校としての位置づけ、内容においては、一方は基礎教育を重視し、戦後のこの専門学校は、基礎教育を軽視し、職業教育を偏重しておる、ここに重大なる質の差があるのであります。(拍手)このことによつて、今回の高等教育は、人間形成の本質から見て後進したものであり、学校制度の改悪であることは明らかでございす。また、この高専卒業生は、中堅科学技術者としても発展性のない、かたわなものを作ることをおそれるものであり、この点について、文教政策の立場においては十分に責任を感じなければなりません。

第四の反対理由として、科学技術教育の問題を越えて、全体として、教育水準低下の法案であるということでもあります。この法案に限らず、本国会に提案せられた文教関係の法案は、ことごとく教育水準を後退せしめる法案ばかりであり、まことに遺憾とするものであります。たとえば、さきに成立しました工業教員養成に關する臨時措置法に基づいた工業教員養成所は、大学工学部四力年を修了することを条件としておる現在の工業科教員の資格を低下せしめて、三力年の速成工業科教員を養成することが目的でありまして、これも池田内閣の所得増進計画に基づく技術者養成ブームの陰に隠れて、工業教育の振興どころか、その後退に協力する法案でありました。さらに、免許法の一部改正法案もすでに成立しておるのでございすけれども、工業科教員に限つては、教職専門教科を履修しなくても教員の資格を与えるという内容であり、これまた、工業教育を低下せしめる便宜主義の法案であります。あわせて、この高専法案を考へるときには、一連の教育水準低下法案として一つの体系を持つておるのであります。その一つの法案としてこの法案を考へるときには、われわれは、どうしてもこれを認めるわけにいかないものでございす。ここに、世界の各国は、科学教育の振興について異常の熱意を示して、各国は競つて莫大なる予算をもつて科学教育の振興に努力いたしておるのでございすけれども、荒木文相は、科学技術者の量の不足に心を奪われて、この法案を初めとして、質の向上を忘れた便宜主義の法案を次々に提案いたしておることは、文教政策の責任者としては識見の低さを示すものであるといわざるを得ないのでございす。(拍手)

最後に、この法案反対の理由として、荒木文相の文教思想に触れなければなりません。荒木文相は、教員の組織及び教師に對しては、戦後の文部大臣のうちで最高の姿勢をとつて、しばしば放言をいたしておるのでございすけれども、この点について、一國の文部大臣として、教員団体と仇敵の關係に立つような奇観は、日本の國を除いて、どこにもないものでございす。教師に對して高姿勢をとりながら、肝心の文教政策に對しては戦後最も低い姿勢をとつており、教育水準を低める法案だけ出しておることには、私は異議を申さなければならぬのでございす。(拍手)あるべき文部大臣の姿は、教師の組織である日教組に對して、もつと忍耐と寛容の美徳を示すべきである。文教政策に對してこそ高姿勢をとるのが、あるべき文部大臣の姿であると思うのであります。(拍手)しかるに、科学技術教育については、池田科学技術庁長官に勧告をされたり、暴言を吐かれたりして、ただあれよあれよとながめている体は、科学技術教育の責任者としては、まことに情けない次第であると思つております。(拍手)このことは、荒木文相個人の問題を越えて、日本の教育の総元締めである文部省のこなえの軽重を問わねば問題であると考えられるのであります。私は、その意味において、企業のエゴイズムに押されておるこの法案のごとき、教育の自主性を忘れ、便宜主義に走ることは、大いに戒心すべきものであると思つております。科学技術者養成について科学技術庁長官からいろいろと勧告を受ける前に、もつと高姿勢をもつて文教政策に對処することを特に希望し、反省を示す意味において、この教育水準の低下を来たす法案を撤回して、誠意を示して、正しい文教政策を再出発させることを最後に申し添えて、この法案に反對するものでございす。(拍手)

○議長(清瀬一郎君) 八木徹雄君。八木徹雄君。私は、自由民主党を代表しまして、ただいま議題となりました法案について賛成の討論をなさんとするものであります。

近時、わが国における経済の成長、特に工業の発展は、西ドイツとともに世界の注目するところであり、この成長に伴い、科学技術者の需要が著しく増大し、中堅技術者の不足が痛感されているのであります。このよう

な情勢に即応して、今回、政府は、広く各界の意見を調整、検討を重ねた結果、職業教育機関として新たに高等専門学校の制度を新設し、五年制の一貫教育によって、社会が強く求めている有為の中堅工業技術者の養成をはからんとしているものであります。国力の伸展のためにことに時宜に適した措置であると思つてあります。

(拍手)このことは、単に産業界がこれを歓迎するにとどまらず、広く国民全体の共感を博して、この早期実現が望まれているのであります。すなわち、公正なる中央の新聞各紙が、その社説において取り上げ、賛成の意見を述べていることによつても明らかであります。(拍手)しかるに、社会党、民主社会党は、この画期的な教育制度に対して、たゞいま山中議員が反対討論の中で述べられておりますように、まず第一に、六・三・三・四制の教育の基本線に対する反逆である、第二に、日経連の要請に基づき、独占資本のための労働力養成機関としようとしているものである、第三に、一般教養を軽視して、人間形成をないがしろにしている、第四に、中学卒業程度で一生の生

活の進路をきめることは冒険である、第五に、一応大学への進学を認めているが、実質的には教育の袋小路になっている等をおもな理由といたしまして、これに反対をしているのであります。

以下、これらの反対論に対し、私の所見を申し述べて反論を加え、政府原案に賛成いたすものであります。

まず、第一点について申し上げます。戦後の日本教育が、六・三・三・四制によつて推進され、実効をあげてきたことについては、私は、これを決して過小評価する者ではありません。わが自由民主党は、今後も、教育の基

本路線として、この六・三・三・四制を引き続き育成、強化することに変わりはないのであります。しかし、現実の問題としては、国民のすべてが大学を卒業できるといふわけには参らないのであります。ある者は直ちに就職し、ある者は家庭に入るのが実情であります。四年制の大学は望めないが、中学から直ちに五年制の高等専門学校に入つて技術を身につけようと希望する者は多いはずであります。本人の資

質、環境に応じた教育の場を与えることは、教育の機会均等の立場より見て望ましいことでもあります。(拍手)諸外国の例を見ましても、わが国の六・三・三制は、単一学制を固守しているところはありません。イギリス、フランス、西ドイツ、ソ連等、欧州諸国は、みな、

はつきりと複線型の学制をとつておるのであります。占領当時、この六・三・三制の学制をわが国に押しつけたアメリカにおいてさえ、わが国ほど画一的ではないのであります。これらの事実から、学校教育が社会の事情に即し、その経済的要求にもこたえなければならぬ一面を持つていふことを如実に物語つていふのであります。

(拍手)従つて、ひとりわが国だけが科学技術の進歩と経済の伸展に背を向けて、現行六・三・三制の学体系だけを維持し、他の一切の学校制度を認めないことは、妥当性を欠くものといわなければなりません。われわれが意図するものは、六・三・三・四という一般国道の上に、新たに効果的な六・三・五の二級国道を建設せんとするにすぎないのであります。

次に、学校教育が就職の手段にしてはならないとか、独占資本のための労働力養成機関としてはならないとかいふことは、社会党の方々の好んでする議論であります。私は、率直に申して、学校教育が就職の手段であつてもいいと思つております。悪いのは、教育が就職の手段として不当にゆがめられるか、あるいは立身出世主義によつて毒される点にあると思つております。学校教育は、決していふゆる

学者を作るだけが目的ではないはずであり、まして、革命家を作るのが目的であるはずがありません。就職を独占資本への奉仕であるとか、何か不純な、好ましくないことのように言われるのは、とらわれた考へ、あるいは偏見に根ざすものであります。高等専門学校がはたして資本家の個人的利益のためのものであるか、就職する人の個人の幸福と社会の利益のためになるものであるか、常識ある国民の判断に待てば、おのずとはつきりすることであり、(拍手)

次に、高等専門学校の制度は、一般教養を軽視し、人間形成をないがしろにするものではないかと危惧する向きがありますが、その教育課程を見ればわかる通り、新しいこの高専は、五年間の一貫教育を実施することにより、一般教養については、今までのような重複教育を避けて、むだなく実効をあげんとしていふのであります。そうして、それだけの時間を基礎学力、特に、英語、数学の充実と、職業的専門教育の飛躍的充実にあてていふのであります。人間形成は何によつて打ち立てられるか。人間は抽象的な存在ではなく、具体的に職業を持つて生活を維持する職業人にならなければならないのであります。職業に必要な能力の育成は、同時に人間形成の一部であることを忘れてはならないと考えるものであります。(拍手)

また、中学卒業程度で一生の進路をきめることは冒険であると言ふが、現実に工業高等学校、実業高校が現存

し、多数の人材が直ちに実社会に入つてゐるではありませんか。また、これらの高校に進学の方途があると同時に、今回の高専にも進学の方は開かれていふのであります。教育課程が進学コースになつていないといふことは、実業高校も同様であります。本来、実業教育は、それ自体完成教育を目ざすものであり、それを、進んで上級学校に進学せんとする者は、個人の特別の努力が必要なのは、やむを得ないこととであります。

以上、私の見解を申し述べました。が、要するに、社会党、民主社会党の反対は、いつものごとく、現実離れした観念論であり、およそ、反対のためは、いふべき時代要請ともいふべき五年制高専の新設に対し、社会党も民主社会党も、とらわれた考へ方を捨てて、小異を捨てて大同につき、相ともに日本教育の充実発展のために協力されることを要望し、政府原案に対する賛成の討論といたすものであります。

(拍手)

○議長(清瀬一郎君) これにて討論は終局いたしました。

両案を一括して採決いたします。

両案の委員長の報告はいずれも可決であります。両案を委員長報告の通り決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(清瀬一郎君) 起立多数。よつて、両案とも委員長報告の通り可決いたしました。

○議長(清瀬一郎君) 本日は、これにて散会いたします。

午後三時四十八分散会

出席國務大臣

内閣総理大臣 池田 勇人君
法務大臣 植木庚子郎君
大蔵大臣 水田三喜男君
文部大臣 荒木萬壽夫君
運輸大臣 木暮武太夫君
労働大臣 石田 博英君
建設大臣 中村 梅吉君
自治大臣 安井 謙君

出席政府委員

法制局第一部長 山内 一夫君
総理府総務長官 藤枝 泉介君
法務省刑事局長 竹内 壽平君
公安調査庁次長 關 之君

○朗読を省略した議長の報告

(法律公布案上及び通知)

一、去る十二日、次の法律の公布を奏上し、その旨参議院に通知した。
外務省設置法の一部を改正する法律
厚生省設置法の一部を改正する法律

(通知書受領)

一、去る十二日、参議院議長から、国会において承認することを議決した

次の件を内閣に送付した旨の通知書を受領した。

日本国とパキスタンとの間の友好通商条約の締結について承認を求めるの件

一、去る十二日、参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

建設業法の一部を改正する法律
特殊土じよう、地帯災害防除及び振興臨時措置法の一部を改正する法律
国立工業教員養成所の設置等に関する臨時措置法

(報告書受領)

一、去る十三日、内閣から次の報告書を受領した。

昭和三十三年年度第三・四半期における国庫の状況

(政府委員発令通知受領)

一、去る十三日、池田内閣総理大臣から清瀬議長宛、同日(氣象庁長官)和達清夫の第三十八回国会政府委員を免じた旨の通知を受領した。

(要求書受領)

一、今十七日、内閣から、土地調整委員会委員長に大池貞君を、同委員に有沢滋君を任命したので、土地調整委員会設置法第七條第一項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

(常任委員辞任)

一、去る十二日、議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

地方行政委員

伊藤 義君 大竹 作摩君
山口シヅエ君 小島 徹三君
安井誠一郎君

法務委員
小島 徹三君 安井誠一郎君
片山 哲君 伊藤 義君
大竹 作摩君 田中幾三郎君

外務委員
西尾 末廣君 稻富 稜人君
大蔵委員 春日 一幸君
文教委員 和田 博雄君

社会労働委員
島本 虎三君 田邊 誠君
農林水産委員 稻富 稜人君
西尾 末廣君

農林水産委員
田中 幾三郎君 原田 憲君
浦野 幸男君 飯谷 忠男君
通信委員 佐々木更三君 八百板 正君
山本 幸一君

建設委員
田中幾三郎君 片山 哲君
西村 榮一君
決算委員 森本 靖君 山中 吾郎君
一、去る十五日、議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

内閣委員
受田 新吉君 鈴木 義男君
文教委員 高橋 英吉君 原田 憲君

鈴木 義男君 宇野 宗佑君
田澤 吉郎君 受田 新吉君
社会労働委員 倉石 忠雄君
予算委員 赤城 宗徳君

一、昨十六日、議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

内閣委員 佐々木義武君
地方行政委員 田川 誠二君 永田 亮一君
和田 博雄君

法務委員
一萬田尙登君 川島王次郎君
正力松太郎君 南條 徳男君
馬場 元治君 安井誠一郎君
山村新治郎君

大蔵委員
倉成 正君 中山 榮一君
文教委員 上村千一郎君 原田 憲君
山崎 始男君 福永 一臣君
社会労働委員 加藤録五郎君 岸本 義廣君
農林水産委員 中山 榮一君 福永 一臣君
倉成 正君
上村千一郎君
商工委員 菅 太郎君 早稲田柳右門君
西村 力弥君
運輸委員 矢尾喜三郎君 安平 鹿一君
赤松 勇君 五島 虎雄君
通信委員 長谷川 峻君

決算委員

赤松 勇君 久保 三郎君
山田 長司君 矢尾喜三郎君
安平 鹿一君

(常任委員補欠選任)

一、去る十二日、議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。

地方行政委員

小島 徹三君 安井誠一郎君
和田 博雄君 伊藤 義君
大竹 作摩君

法務委員

伊藤 義君 大竹 作摩君
田中幾三郎君 小島 徹三君
安井誠一郎君 片山 哲君

外務委員

稻富 稜人君 西尾 末廣君
大蔵委員 西村 榮一君
文教委員 井伊 誠一君
社会労働委員 佐々木更三君 山本 幸一君
農林水産委員 西尾 末廣君 稻富 稜人君
商工委員 飯谷 忠男君 浦野 幸男君
原田 憲君 田中 榮一君
通信委員 島本 虎三君 松井 政吉君
田邊 誠君
建設委員 片山 哲君 田中幾三郎君
予算委員 春日 一幸君

昭和三十六年五月十七日 衆議院會議録第四十一号 朗読を省略した議長の報告

決算委員

八百板 正君 赤松 勇君
一、去る十五日、議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。

内閣委員

鈴木 義男君 受田 新吉君
文教委員
宇野 宗佑君 田澤 吉郎君
受田 新吉君 高橋 英吉君
原田 憲君 鈴木 義男君
社会労働委員 赤城 宗徳君
予算委員 飯谷 忠男君

一、昨十六日、議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。

内閣委員

正力松太郎君

地方行政委員

中山 マサ君

法務委員

岸本 義廣君 加藤鐵五郎君
佐々木義武君 首藤 新八君
長谷川 峻君 宇野 宗佑君
菅 太郎君

大蔵委員

中山 榮一君 倉成 正君

文教委員

福永 一臣君 安井誠一郎君
西村 力弥君 上村千一郎君
社会労働委員 一萬田尙登君

農林水産委員

倉成 正君 上村千一郎君
福永 一臣君 中山 榮一君

商工委員

山村新治郎君 南條 徳男君
山崎 始男君

運輸委員

五島 虎雄君 赤松 勇君
安平 鹿一君 矢尾喜三郎君
通信委員 馬場 元治君

決算委員

安平 鹿一君 矢尾喜三郎君
和田 博雄君 久保 三郎君
赤松 勇君

(条約提出)

一、去る十五日内閣から提出した条約は次の通りである。

関税及び貿易に関する一般協定に附属する第三十八表(日本国の譲許表)に掲げる譲許を修正し、又は撤回するのためのドイツ連邦共和国との交渉の結果に関する文書の締結について承認を求めるの件

(議案提出)

一、去る十二日議員から提出した議案は次の通りである。

義務教育費国庫負担法の一部を改正する法律案(村山喜一君外九名提出)

一、去る十三日議員から提出した議案は次の通りである。

政治的暴力行為防止法案(早川崇君外七名提出)

一、去る十三日内閣から提出した議案は次の通りである。

昭和三十六年度特別会計予算補正(特第一号)

昭和三十六年度政府関係機関予算補正(機第一号)

一、去る十五日議員から提出した議案は次の通りである。

公立高等学校施設費国庫補助法案(山崎始男君外九名提出)

一、去る十五日内閣から提出した議案は次の通りである。

中央卸売市場法の一部を改正する法律案

家畜取引法の一部を改正する法律案

一、昨十六日議員から提出した議案は次の通りである。

自作農維持創設資金融通法の一部を改正する法律案(内海安吉君外四名提出)

沖縄の施政権返還に関する決議案(山本幸一君外三名提出)

一、昨十六日内閣から提出した議案は次の通りである。

小型自動車競走法の一部を改正する法律案

一、去る十三日議員から提出した議案は次の通りである。

自転車競走法の一部を改正する法律案

モーターボート競走法の一部を改正する法律案

一、去る十二日参議院から受領した条約は次の通りである。

航空業務に関する日本国とベルギーとの間の協定の締結について承認を求めるの件

航空業務に関する日本国とドイツ連邦共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件(条約第一〇号)

(参議院送付)

以上二件 外務委員会 付託

一、去る十五日委員会に付託された条約は次の通りである。

関税及び貿易に関する一般協定に附属する第三十八表(日本国の譲許表)に掲げる譲許を修正し、又は撤回するためのドイツ連邦共和国との交渉の結果に関する文書の締結について承認を求めるの件(条約第二三号)

(議案付託)

一、去る十二日委員会に付託された議案は次の通りである。

企業資本充実のための資産再評価等の特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第九一〇号)(参議院送付)

一、去る十三日委員会に付託された議案は次の通りである。

義務教育費国庫負担法の一部を改正する法律案(村山喜一君外九名提出、衆法第三八号) 文教委員会 付託

昭和三十六年度特別会計予算補正(特第一号)

昭和三十六年度政府関係機関予算補正(機第一号)

以上二件 予算委員会 付託

一、去る十五日委員会に付託された議案は次の通りである。

政治的暴力行為防止法案(早川崇君外七名提出、衆法第三九号)

法務委員会 付託

中央卸売市場法の一部を改正する法律案(内閣提出第九一〇号)

家畜取引法の一部を改正する法律案(内閣提出第九一〇号)

一、去る十五日委員会に付託された条約は次の通りである。

航空業務に関する日本国とベルギーとの間の協定の締結について承認を求めるの件

航空業務に関する日本国とドイツ連邦共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件(条約第一〇号)

家畜商法の一部を改正する法律案
(内閣提出第一九二号)

以上三件 農林水産委員会 付託

一、去る十五日、予備審査のため内閣から送付された議案は次の委員会に付託された。

あん摩師、はり師、きゆう師及び柔道整復師法等の一部を改正する法律案(内閣提出第一九三号)(予)

社会労働委員会 付託

一、昨十六日委員会に付託された議案は次の通りである。

公立高等学校施設費国庫補助法案(山崎始男君外九名提出、衆法第四〇号) 文教委員会 付託

小型自動車競走法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第一九四号)

自転車競技法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第一九五号)

以上三件 商工委員会 付託

モーターボート競走法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第一九六号) 運輸委員会 付託

(議案送付)

一、去る十二日参議院に送付した内閣提出案は次の通りである。

選挙制度審議会設置法案
地方交付税法及び地方財政法の一部を改正する法律案

訴訟費用等臨時措置法の一部を改正する法律案

機械類賦払信用保険臨時措置法案

一、去る十三日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。

義務教育費国庫負担法の一部を改正する法律案(村山喜一君外九名提出)

一、去る十五日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。

政治的暴力行為防止法案(早川崇君外七名提出)

一、昨十六日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。

公立高等学校施設費国庫補助法案(山崎始男君外九名提出)

(議案通知)

一、去る十二日、次の内閣提出案(参議院回付)に対する参議院の修正に同意した旨参議院に通知した。

外務省設置法の一部を改正する法律案

厚生省設置法の一部を改正する法律案

(条約通知書受領)

一、去る十二日、参議院において次の件を議決した旨の通知書を受領した。

日本国とパキスタンとの間の友好通商条約の締結について承認を求めるの件

(議案通知書受領)

一、去る十二日、参議院において次の本院提出案を可決した旨の通知書を受領した。

特殊土壌より地帯災害防除及び振興臨時措置法の一部を改正する法律案

一、去る十二日、参議院において次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

建設業法の一部を改正する法律案
国立工業教員養成所の設置等に関する臨時措置法案

(議案撤回通知書受領)

一、去る十二日、参議院から、三月二十九日予備審査のため送付された次の議案は、提出者が撤回した旨の通知書を受領した。

政治的危険行為の防止に関する法律案(棚橋小虎君外三名提出)

(回付議案受領)

一、今十七日参議院から回付された内閣提出案は次の通りである。

労働省設置法の一部を改正する法律案

(質問書提出)

一、昨十六日議員から提出した質問主意書は次の通りである。

公共事業の土地収用に関する質問主意書(井堀繁雄君提出)

衆議院会議録第二十三号中正誤

ペジ 段 行 誤 正

三三 終り三 池田国務大 政府より

衆議院会議録第二十九号中正誤

ペジ 段 行 誤 正

五三 三 池田国務大 政府より

衆議院会議録第三十八号中正誤

ペジ 段 行 誤 正

七三 三 修正決議 修正議決

昭和二十六年五月十七日 衆議院會議録第四十一号

明治三十五年
三月二十一日第三種郵便物認可

定価 一部 十五円
(但し良質紙は二十円)
(送料共)
発行所 東京都新宿区市谷本村町一五
大蔵省印刷局
電話九段四三二一、三、四線